

第3章 対象事業実施区域及び その周辺の概況（地域特性）

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、既存資料等により把握した。

その対象範囲は、対象事業実施区域が位置する松阪市上川町、山添町を中心とする地域を基本とした。

3-1 自然的状況

3-1-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1. 気象の状況

気象庁の地域気象観測所である小俣観測所及び大気汚染常時監視測定局である一般環境局の松阪第五小学校の概要及び位置は、図 3-1.1 及び表 3-1.1 に示すとおりである。

小俣観測所（対象事業実施区域から東約 9.5km）における 10 年間（平成 22 年～令和元年）の気象概況は、表 3-1.2(1)～(3)に示すとおりである。また、松阪第五小学校（対象事業実施区域から北西約 3km）では、風向・風速の測定が行われている。松阪第五小学校における 10 年間（平成 21 年～平成 30 年）の気象概況は、表 3-1.3 に示すとおりである。

過去 10 年間の平均観測結果を見ると、小俣観測所では年間平均降水量は 1,874.7mm（最大日降水量：473.5mm）、年間平均気温は 15.8℃（最高気温：38.8℃、最低気温：－6.0℃）、年間平均風速は 2.7m/s（最大風速：17.3m/s）、松阪第五小学校では、年間平均風速は 1.5m/s（最大風速：14.9m/s）となっている。

表 3-1.1 各地域気象観測所の概要

名称	所在地	北緯	東経	対象事業 実施区域 からの 距離	観測所の 標高	風速計の 地上高さ	温度計の 地上高さ	観測開始 年月日
小俣観測所	伊勢市小俣町明野	34 度 31.7 分	136 度 39.9 分	約 9.5km	10.0m	10.0m	1.5m	昭和 54 年 1 月 16 日
松阪第五 小学校	松阪市久保町 276	34 度 33 分	136 度 32 分	約 3.0km	14.0m	4.0m	—	昭和 61 年 3 月

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

「大気環境測定局と測定項目一覧」（三重県ホームページ）



図 3-1.1 気象観測所位置図

表 3-1.2(1) 小俣観測所の気象概況（降水量、平成 22 年～令和元年）

項目 年	年間（月間） 降水量	最大日降水量		最大時間降水量	
	(mm)	(mm)	起日	(mm)	起日
平成 22 年	1,841.5	153.5	10 月 9 日	56.5	10 月 9 日
平成 23 年	2,020.0	201.0	7 月 19 日	36.5	10 月 14 日
平成 24 年	1,707.0	134.0	6 月 19 日	42.0	8 月 19 日
平成 25 年	1,554.5	141.5	10 月 15 日	30.0	9 月 15 日
平成 26 年	1,655.5	153.5	8 月 9 日	38.5	10 月 6 日
平成 27 年	1,828.5	124.5	9 月 9 日	35.5	9 月 9 日
平成 28 年	1,612.5	97.0	9 月 20 日	50.0	9 月 20 日
平成 29 年	2,107.5	473.5	10 月 22 日	69.5	10 月 22 日
平成 30 年	2,325.0	181.5	9 月 4 日	81.0	9 月 4 日
令和元年	2,094.5	234.5	10 月 12 日	47.0	5 月 21 日
1 月	21.5	20.0	1 月 31 日	4.5	1 月 31 日
2 月	65.0	32.0	2 月 28 日	8.0	2 月 28 日
3 月	99.0	32.5	3 月 10 日	12.5	3 月 11 日
4 月	154.0	41.0	4 月 30 日	8.0	4 月 30 日
5 月	185.5	100.0	5 月 21 日	47.0	5 月 21 日
6 月	179.0	38.0	6 月 15 日	18.0	6 月 7 日
7 月	333.5	39.0	7 月 18 日	26.0	7 月 18 日
8 月	212.5	69.5	8 月 15 日	37.0	8 月 15 日
9 月	152.5	46.0	9 月 5 日	17.0	9 月 6 日
10 月	604.0	234.5	10 月 12 日	23.5	10 月 12 日
11 月	21.5	9.0	11 月 26 日	3.5	11 月 18 日
12 月	66.5	25.0	12 月 22 日	7.0	12 月 2 日
全期間	平均 1,874.7	最大 473.5	—	最大 81.0	—

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3-1.2(2) 小俣観測所の気象概況（気温、平成 22 年～令和元年）

項目 年	年間（月間） 平均気温	最高気温		最低気温	
	(℃)	(℃)	起日	(℃)	起日
平成 22 年	15.9	37.8	9 月 4 日	-4.5	1 月 18 日
平成 23 年	15.4	35.9	8 月 10 日	-5.7	1 月 31 日
平成 24 年	15.2	36.2	7 月 26 日	-6.0	2 月 19 日
平成 25 年	15.7	38.8	8 月 10 日	-4.4	1 月 5 日
平成 26 年	15.4	36.3	7 月 25 日	-4.5	1 月 7 日
平成 27 年	15.9	37.0	8 月 1 日	-2.7	2 月 7 日
平成 28 年	16.3	37.3	8 月 8 日	-4.9	1 月 26 日
平成 29 年	15.4	37.0	8 月 24 日	-3.9	1 月 26 日
平成 30 年	16.2	38.0	7 月 23 日	-6.0	2 月 8 日
令和元年	16.3	36.7	9 月 9 日	-4.4	1 月 10 日
1 月	5.1	13.3	1 月 8 日	-4.4	1 月 10 日
2 月	6.5	17.6	2 月 25 日	-3.9	2 月 2 日
3 月	9.4	22.5	3 月 27 日	-1.5	3 月 9 日
4 月	13.3	27.2	4 月 22 日	-0.6	4 月 4 日
5 月	19.1	32.6	5 月 25 日	5.1	5 月 8 日
6 月	22.3	33.4	6 月 28 日	15.4	6 月 18 日
7 月	25.2	34.9	7 月 29 日	20.0	7 月 11 日
8 月	27.8	36.4	8 月 1 日	19.5	8 月 27 日
9 月	25.5	36.7	9 月 9 日	14.4	9 月 20 日
10 月	19.7	29.2	10 月 4 日	9.7	10 月 31 日
11 月	12.9	23.1	11 月 1 日, 25 日	1.5	11 月 30 日
12 月	8.4	17.0	12 月 2 日	-0.5	12 月 29 日
全期間	平均 15.8	最高 38.8	—	最低 -6.0	—

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3-1. 2(3) 小俣観測所の気象概況（風速及び年間日照時間、平成 22 年～令和元年）

年	項目	年間（月間） 平均風速	最大風速			年間（月間） 日照時間
		(m/s)	(m/s)	風向	起日	(時間)
平成 22 年		2.6	11.8	西	12 月 31 日	2,133.5
平成 23 年		2.7	16.4	東北東	9 月 21 日	2,168.7
平成 24 年		2.8	13.0	西	4 月 3 日	2,082.5
平成 25 年		2.8	13.1	東南東	9 月 16 日	2,385.0
平成 26 年		2.7	17.2	東北東	10 月 6 日	2,140.3
平成 27 年		2.7	13.1	南	12 月 11 日	2,008.9
平成 28 年		2.6	12.4	南南東	9 月 20 日	2,109.1
平成 29 年		2.7	14.1	南南東	9 月 17 日	2,206.5
平成 30 年		2.7	17.3	南南東	9 月 4 日	2,313.3
令和元年		2.6	14.0	西北西	10 月 12 日	2,076.8
	1 月	3.0	9.2	西北西	1 月 29 日	169.4
	2 月	2.8	9.0	北西	2 月 23 日	140.0
	3 月	3.0	11.6	西北西	3 月 11 日	181.0
	4 月	2.9	11.3	北西	4 月 27 日	215.2
	5 月	2.6	9.3	西北西	5 月 29 日	254.6
	6 月	2.4	9.2	西北西	6 月 8 日	160.4
	7 月	2.1	8.7	東南東	7 月 27 日	98.7
	8 月	2.5	11.4	南東	8 月 15 日	206.1
	9 月	2.3	9.3	東南東	9 月 22 日	168.2
	10 月	2.8	14.0	西北西	10 月 12 日	126.5
	11 月	2.7	7.8	西北西	11 月 19 日	204.7
	12 月	2.5	11.7	西北西	12 月 27 日	152.0
全期間		平均 2.7	最大 17.3	—	—	年平均 2,162.5

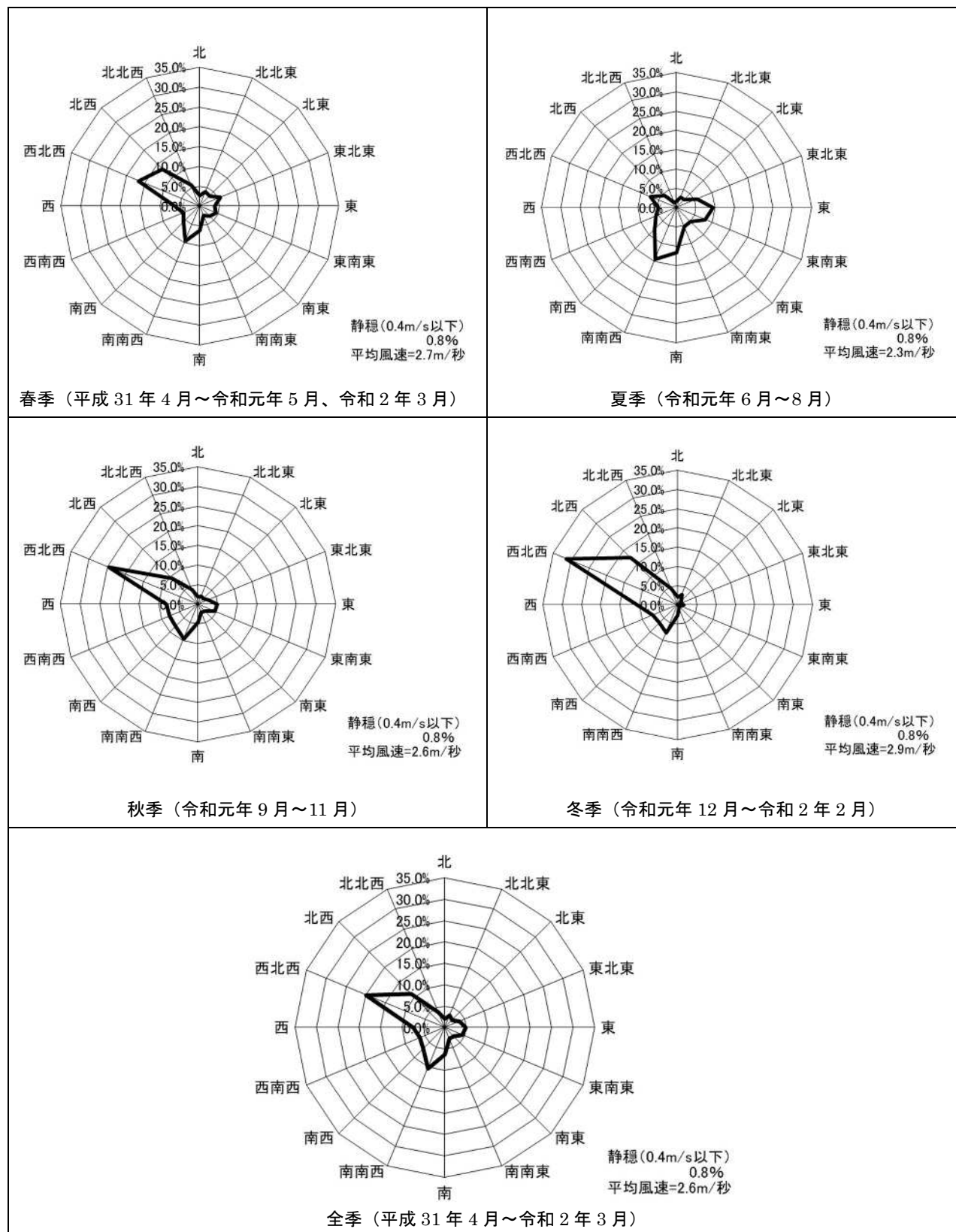
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3-1. 3 松阪第五小学校の気象概況（風速、平成 21 年～平成 30 年）

年	項目	年間（月間） 平均風速	最大風速		
		(m/s)	(m/s)	風向	起日
平成 21 年		1.4	8.8	西北西	3 月 22 日
平成 22 年		1.5	8.1	東	3 月 29 日
平成 23 年		1.5	9.6	北	9 月 21 日
平成 24 年		1.4	6.3	西南西, 西, 西北西	2 月 1 日, 2 日, 5 月 6 日
平成 25 年		1.5	7.8	北	3 月 10 日
平成 26 年		1.5	8.6	南東	8 月 10 日
平成 27 年		1.4	10.7	南南西	12 月 11 日
平成 28 年		1.3	9.8	南南西	4 月 17 日
平成 29 年		1.5	10.8	南	9 月 17 日
平成 30 年		1.5	14.9	南	9 月 4 日
	1 月	2.1	6.7	北	1 月 26 日
	2 月	1.9	6.8	西南西	2 月 5 日
	3 月	1.9	10.0	西北西	3 月 1 日
	4 月	1.4	8.8	南南西	4 月 11 日
	5 月	1.1	5.2	北北西	5 月 19 日
	6 月	1.1	6.2	南	6 月 29 日
	7 月	1.1	13.3	北北東	7 月 29 日
	8 月	1.7	11.8	南	8 月 24 日
	9 月	1.4	14.9	南	9 月 4 日
	10 月	1.3	6.5	西	10 月 1 日
	11 月	1.2	4.5	西北西	11 月 23 日
	12 月	1.8	6.3	西北西	12 月 29 日
全期間		平均 1.5	最大 14.9	—	—

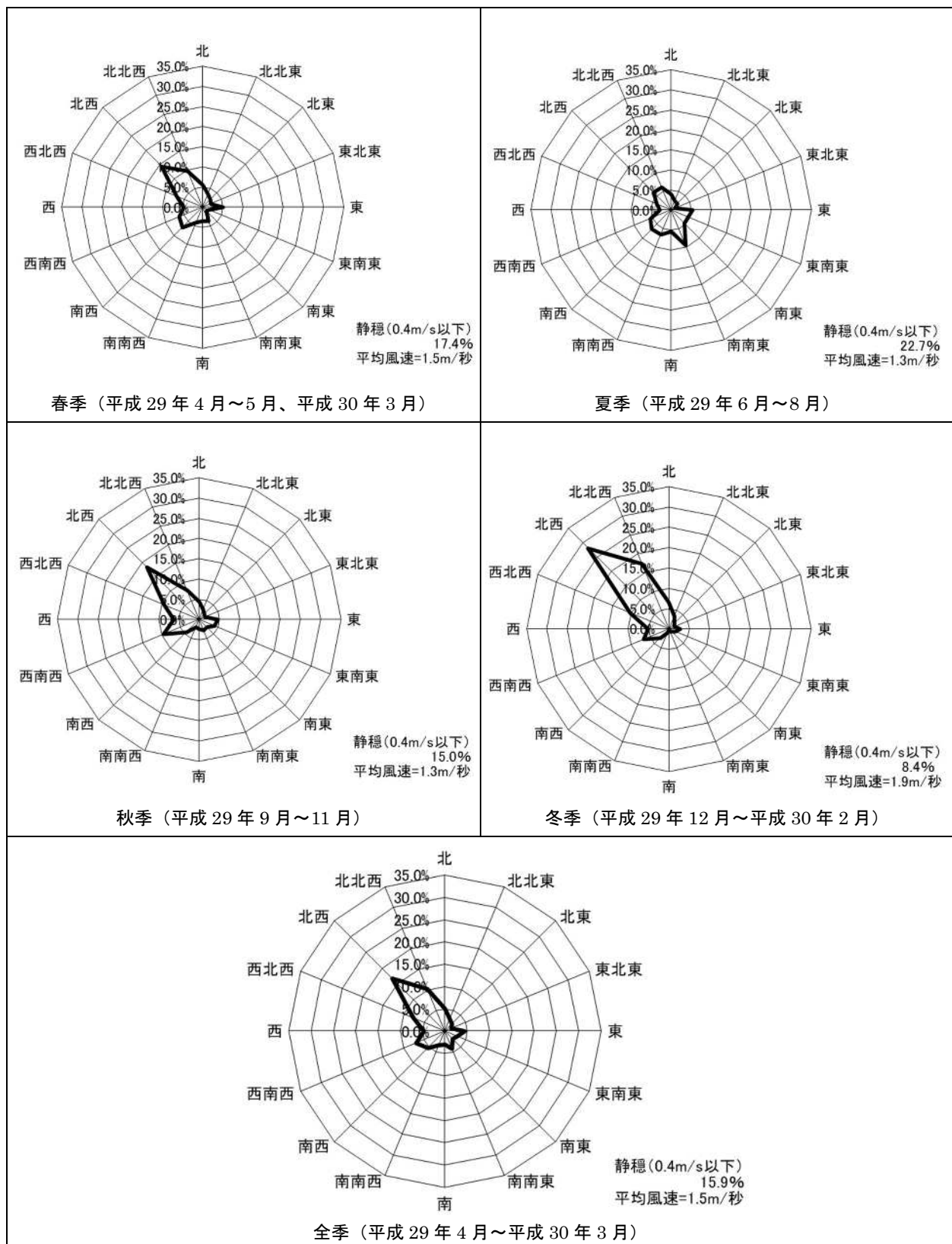
出典：「三重県大気環境情報」（三重県ホームページ）

また、小俣観測所及び松阪第五小学校における季節別風配図は、図 3-1.2(1) (2) に示すとおりである。全季の風配図を見ると、小俣観測所では西北西の風が、松阪第五小学校では北西の風が卓越している。



出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）より作成

図 3-1.2(1) 小俣観測所における風配図（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）



出典：「三重県大気環境情報」（三重県ホームページ）より作成

図 3-1.2 (2) 松阪第五小学校における風配図（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

2. 大気質の状況

(1) 大気環境の状況

三重県内では、大気汚染常時監視測定局として一般環境測定局は 25 局、自動車排出ガス測定局は 8 局設置されている。また、その他の測定地点として、市内 2 地点において二酸化硫黄、市内 7 地点において二酸化窒素の簡易測定が、市内 1 地点においてダイオキシン類の測定が行われている。

対象事業実施区域周辺では、図 3-1.3 に示すとおり一般環境測定局は 1 局、その他の測定地点は 4 地点が含まれる。なお、自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域周辺には設置されていない。

各測定局の測定項目は表 3-1.4 に示すとおりである。

表 3-1.4 各測定地点の測定項目

種別	測定地点名		所在地	測定項目							対象事業実施区域からの距離
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類	風向・風速	
一般局	1	松阪第五小学校	松阪市	○	○	○	○	○	—	○	約 3km
その他	①	殿町測定局	松阪市	○	—	—	—	—	—	—	約 5km
	②	中核工業団地	松阪市	—	○	—	—	—	—	—	約 3.5km
	③	ワークセンター 松阪	松阪市	—	○	—	—	—	—	—	約 3km
	④	松阪市 健康センター	松阪市	—	—	—	—	—	○	—	約 4km

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

「平成 28 年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）



図 3-1.3 大気環境常時監視測定局位置図

① 二酸化硫黄

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における二酸化硫黄の平成 30 年度の測定結果は表 3-1.5 に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1.6 及び図 3-1.4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における日平均値の 2%除外値は 0.04ppm 以下であり、かつ日平均値が 0.04ppm を越えた日が 2 日以上連続したことがないことから、長期的評価として環境基準を達成している。また、1 時間値が 0.1ppm を越えたことがないことから、短期的評価としても環境基準を達成している。

年平均値の経年変化は、平成 27 年度以降は 0.001ppm 以下で推移している。

なお、その他の測定局においても二酸化硫黄は環境基準を達成している。参考として、平成 28 年度の測定結果を表 3-1.7 に示す。

表 3-1.5 二酸化硫黄の環境基準達成状況（一般局、平成 30 年度）

No.	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1 時間値 の最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
			1 時間値が 0.1ppm を越え た時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppm を越 えた日数とそ の割合			日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 越えた日が 2 日以上連 続したこと の有無	達成状況 ○：達成 ✕：非達成
			時間 数	割合 %	日数	割合 %				
1	松阪第五 小学校	0.000	0	0.0	0	0.0	0.022	0.002	無	○

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

表 3-1.6 二酸化硫黄年平均値の推移

単位：ppm

測定局名/年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	松阪第五小学校	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

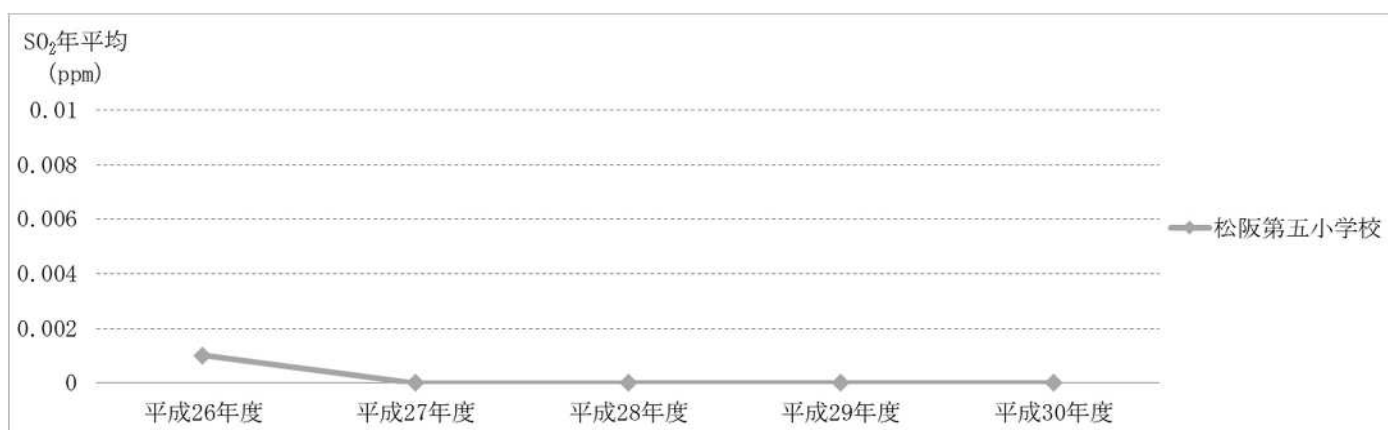


図 3-1.4 二酸化硫黄年平均値の推移（一般局、平成 26 年度～平成 30 年度）

表 3-1.7 二酸化硫黄の環境基準達成状況：参考（その他、平成 28 年度）

No.	測定局名	年 平均値 (ppm)	環境基準との比較				1 時間値 の最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
			1 時間値が 0.1ppm を越え た時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppm を越え た日数とその 割合			日平均値 の 2%除外 値 (ppm)	日平均値 が 0.04ppm を越えた 日が 2 日以 上連続し たことの 有無	達成状況 ○：達成 ×：非達成
			時間 数	割合 %	日数	割合 %				
①	殿町 測定局	0.0007	0	0.0	0	0.0	0.029	0.003	無	○

出典：「平成 28 年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）

② 二酸化窒素

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における二酸化窒素の平成 30 年度の測定結果は表 3-1.8 に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1.9 及び図 3-1.5 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における日平均値の年間 98%値は 0.06ppm 以下であり、環境基準を達成している。

年平均値の経年変化は、0.005ppm～0.006ppm を横ばいに推移している。

なお、参考としてその他の測定局で行われた平成 28 年度の二酸化窒素簡易測定結果を表 3-1.10 に示す。

表 3-1.8 二酸化窒素の環境基準達成状況（一般局、平成 30 年度）

No.	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1 時間値の 最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価	
			日平均値が 0.06ppm を越え た日数とその 割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合			日平均値の 年間 98%値 (ppm)	達成状況 ○：達成 ✕：非達成
			日数	割合%	日数	割合%			
1	松阪第五 小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.043	0.015	○

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

表 3-1.9 二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

測定局名/年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	松阪第五小学校	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

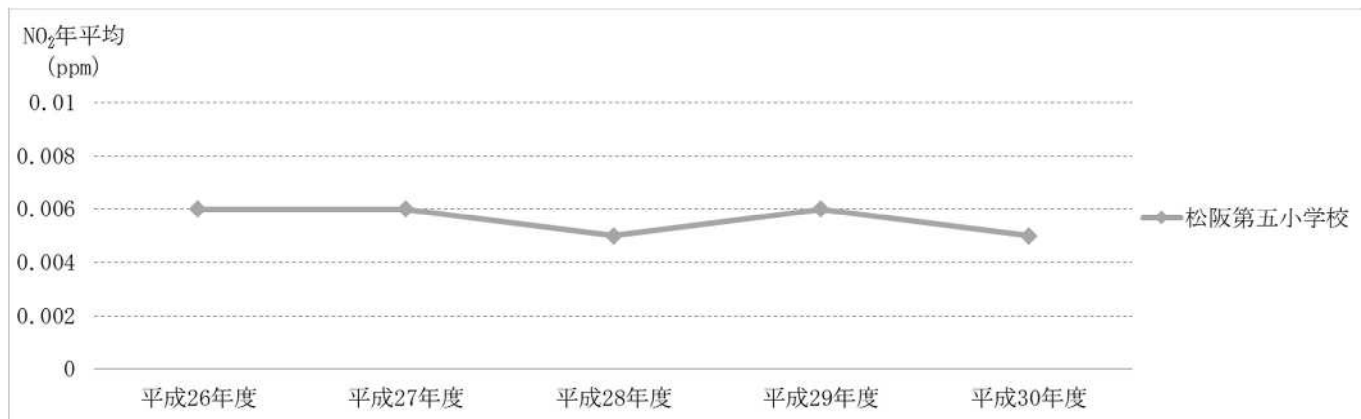


図 3-1.5 二酸化窒素年平均値の推移（一般局、平成 26 年度～平成 30 年度）

表 3-1.10 二酸化窒素の簡易測定結果：参考（その他、平成 28 年度）

単位：μg・NO₂/100cm²/日

No.	測定局名/測定月	平成 28 年										平成 29 年			最大	最小	平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
②	中核工業団地	5.1	5.0	4.7	3.9	4.8	7.7	8.2	6.4	14.0	10.9	12.6	7.4	14.0	3.9	7.6	
③	ワークセンター 松阪	6.8	17.9	6.6	5.2	4.8	11.5	12.4	15.8	18.3	13.4	9.7	7.3	18.3	4.8	10.8	

出典：「平成 28 年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）

③ 光化学オキシダント

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における光化学オキシダントの平成 30 年度の測定結果は表 3-1.11 に示すとおりである。また、昼間の 1 時間値が 0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるときに発令される）以上の日数の経年変化は、表 3-1.12 に示すとおりである。

昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数は 84 日であり、環境基準は達成されていない。なお、過去 5 年間で昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日はなかった。

表 3-1.11 光化学オキシダントの環境基準達成状況（一般局、平成 30 年度）

No.	測定局名	環境基準との比較						昼間の 1 時間 値の最高値 (ppm)	昼間の日最 高 1 時間値 の平均値 (ppm)
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数及び時間数と その割合			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数及び時間数とそ の割合				
		日数	時間数	割合%	日数	時間数	割合%		
1	松阪第五小学校	84	459	8.45	0	0	0.00	0.109	0.049

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

表 3-1.12 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数の推移

単位：日

No.	測定地点/年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	松阪第五小学校	0	0	0	0	0

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

「平成 30 年度版 環境白書」平成 30 年 10 月（三重県）

「平成 29 年度版 環境白書」平成 29 年 10 月（三重県）

「平成 28 年度版 環境白書」平成 28 年 10 月（三重県）

「平成 27 年度版 環境白書」平成 27 年 10 月（三重県）

④ 浮遊粒子状物質

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における浮遊粒子状物質の平成 30 年度の測定結果は表 3-1.13 に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1.14 及び図 3-1.6 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における日平均値の 2%除外値は $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた日は 2 日以上連続したことはなく、長期的評価として環境基準を達成している。また、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を越えたことはなく、短期的評価として環境基準も達成している。

年平均値の経年変化は、概ね横ばい傾向である。

表 3-1.13 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（一般局、平成 30 年度）

No.	測定局名	年平均値 (mg/m^3)	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を越 えた時間数とそ の割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越 えた日数とその 割合		環境基準との比較		
			時間 数	割合 %	日数	割合 %	日平均値の 2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた日 が 2 日以上 連続したこ との有無	○：達成 ×：非達成
1	松阪第五小学校	0.018	0	0.0	0	0.0	0.045	無	○

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

表 3-1.14 浮遊粒子状物質年平均値の推移

測定地点/年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	松阪第五小学校	0.020	0.019	0.017	0.017	0.018

単位：ppm

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

「平成 30 年度版 環境白書」平成 30 年 10 月（三重県）

「平成 29 年度版 環境白書」平成 29 年 10 月（三重県）

「平成 28 年度版 環境白書」平成 28 年 10 月（三重県）

「平成 27 年度版 環境白書」平成 27 年 10 月（三重県）

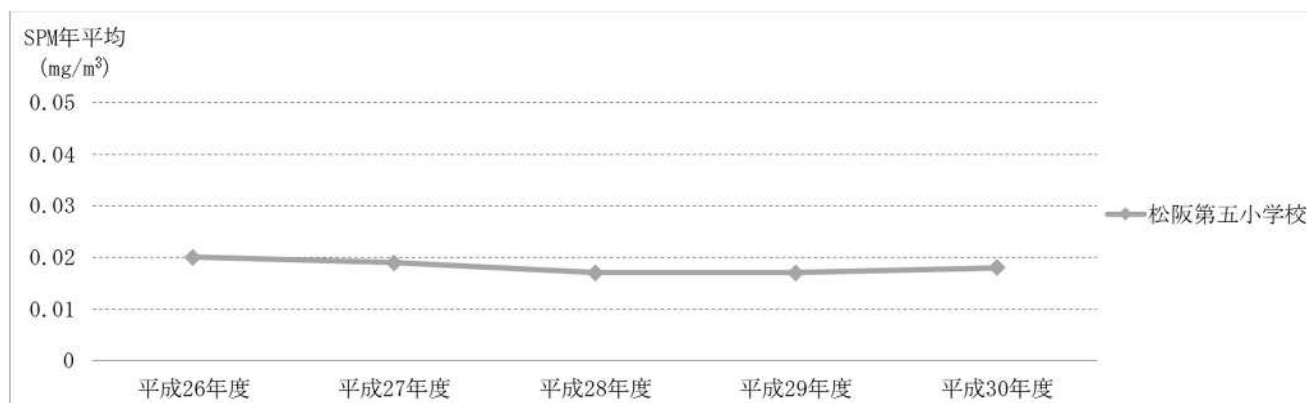


図 3-1.6 浮遊粒子状物質年平均値の推移（一般局、平成 26 年度～平成 30 年度）

⑤ 微小粒子状物質

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における微小粒子状物質の平成 30 年度の測定結果は表 3-1. 15 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における年平均値は $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であるため、長期基準、短期基準のいずれにおいても環境基準を達成している。

表 3-1. 15 微小粒子状物質の環境基準達成状況（一般局、平成 30 年度）

No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた 日数とその割合		日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた 日数とその割合		環境基準の 評価 ○：達成 ×：未達成
				日数	割合%	日数	割合%	
1	松阪第五小学校	10.1	26.8	65	18.0	0	0.0	○

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

⑥ ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺におけるダイオキシン類の平成 28 年度の測定結果は表 3-1. 16 に示すとおりである。

測定結果は、環境基準を達成している。

表 3-1. 16 ダイオキシン類の環境基準達成状況（その他、平成 28 年度）

No.	測定地点	年平均値 (pg-TEQ/ m^3)	環境基準との比較 ○：達成 ×：未達成	環境基準 (pg-TEQ/ m^3)
④	松阪市健康センター	0.0072	○	0.6 以下

出典：「平成 28 年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）

(2) 苦情等の状況

「令和元年版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成 29 年度の大気汚染に関する苦情は本市で 20 件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。

3. 騒音の状況

(1) 騒音の状況

本市内では、環境騒音の測定を 9 地点、自動車交通騒音の測定を 3 地点で実施している。そのうち、対象事業実施区域周辺では、環境騒音 8 地点が含まれる。なお、対象事業実施区域周辺における自動車交通騒音の測定は実施されていない。各測定地点の測定結果及び環境基準達成状況は表 3-1. 17 に、測定地点の位置図は図 3-1. 7 に示すとおりである。

測定結果は、いずれの地点においても環境基準を達成している。

表 3-1. 17 環境騒音の環境基準達成状況（平成 30 年度）

No.	測定地点	地域 類型	用途地域	対象事業実施 区域からの 距離	等価騒音レベル (昼間)			等価騒音レベル (夜間)		
					L _{Aeq} (dB)	環境基準		L _{Aeq} (dB)	環境基準	
						基準値 (dB)	達成 状況		基準値 (dB)	達成 状況
1	市職員駐車場	B	第 2 種 住居地域	5. 3km	48	55	○	44	45	○
2	八雲神社	C	商業地域	4. 5km	43	60	○	39	50	○
3	浅間公園	C	近隣 商業地域	4. 2km	46	60	○	43	50	○
4	善覚寺駐車場	C	準工業地域	4. 0km	48	60	○	48	50	○
5	荒木公園	B	第 1 種 住居地域	3. 6km	42	55	○	39	45	○
6	駅部田町 部田 3 号公園	A	第 1 種低層 住居専用地域	3. 2km	47	55	○	41	45	○
7	久保町 河原山公園	B	準住居地域	2. 7km	46	55	○	42	45	○
8	レインボータウン 四季の街北公園	A	第 1 種中高 層住居専用 地域	2. 5km	46	55	○	45	45	○

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

(2) 苦情等の状況

「令和元年版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成 29 年度の騒音に関する苦情は本市で 9 件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。



図 3-1.7 環境騒音調査地点

4. 振動の状況

(1) 振動の状況

本市内では、自動車交通振動の測定は2地点で実施されている。そのうち、対象事業実施区域周辺には1地点が存在している。なお、本市では環境振動の測定は実施されていない。測定地点における調査結果及び要請限度達成状況は表3-1.18に、測定地点の位置図は図3-1.8に示すとおりである。

測定結果は、要請限度を達成している。

表 3-1.18 自動車交通振動の要請限度達成状況（平成30年度）

No.	道路名	測定地点	用途地域	振動レベル		要請限度		要請限度の判定 ○：達成 ×：未達成
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1	県道松阪環状線	海会寺公園	第1種住居地域	37	38	65	60	○

単位：dB

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年11月（三重県）

(2) 苦情等の状況

「令和元年版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成29年度の振動に関する苦情は、本市では報告されていない。

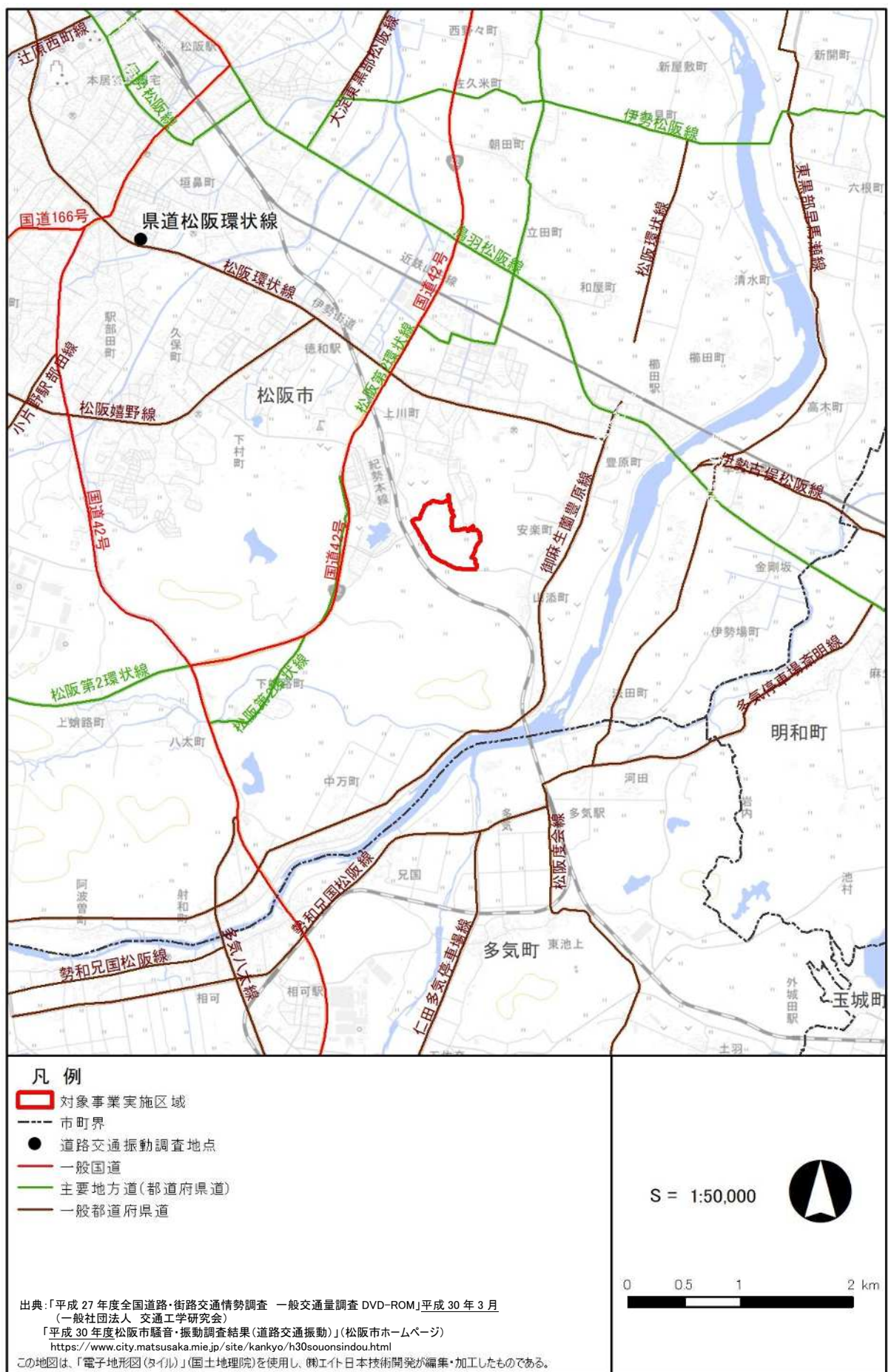


図 3-1.8 道路交通振動調査地点

5. その他の大気に係る環境の状況

(1) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺では、平成 29 年度に対象事業実施区域から西南西約 3.5km の地点で悪臭の測定が実施されており、各測定物質における規制基準を達成している。測定地点における悪臭の調査結果及び規制基準達成状況は表 3-1.19 に、測定地点の位置図は図 3-1.9 に示すとおりである。

表 3-1.19 悪臭規制基準達成状況（平成 29 年度）

No.	測定地点	測定物質	測定結果 (ppm)	規制基準 (ppm)	達成状況 ○：達成 ×：未達成
1	松阪広陽工場 敷地境界	硫化水素	0.002 未満	0.02	○
		アセトアルデヒド	0.005	0.05	
		プロピオンアルデヒド	0.005 未満	0.05	
		ノルマルブチルアルデヒド	0.0009 未満	0.009	
		イソブチルアルデヒド	0.002 未満	0.02	
		ノルマルバレルアルデヒド	0.0009 未満	0.009	
		イソバレルアルデヒド	0.0003 未満	0.003	
		イソブタノール	0.09 未満	0.9	
		酢酸エチル	0.3 未満	3	
		メチルイソブチルケトン	0.1 未満	1	
		トルエン	1 未満	10	
		スチレン	0.04 未満	0.4	
		キシレン	0.1 未満	1	

出典：松阪市資料

(2) 苦情等の状況

「令和元年版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成 29 年度の悪臭に関する苦情は本市で 7 件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。



図 3-1.9 悪臭調査地点

3-1-2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1. 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川の状況は、図 3-1. 10 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の水系に注目すると、対象事業実施区域北側には金剛川水系が、東～南側には櫛田川水系がみられ、対象事業実施区域はこの 2 水系流域の境界部からやや金剛川水系寄りに位置する。さらに北側には、2 級河川の阪内川本流が河口付近で金剛川に沿って流れており、これらの水系は最終的に伊勢湾に注ぐ。対象事業実施区域の位置する金剛川水系は、松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南の山麓地から東に向かって流れ、真盛川と名古須川、勢々川、愛宕川の順に合流して伊勢湾へと流れる。

対象事業実施区域付近では、すぐ西側に 2 級河川の真盛川が近接して北方へ流れている。対象事業実施区域付近の真盛川は、川幅 3m 程度の三面コンクリート構造で、川沿いの水田耕作地の灌漑用水として利用されている。

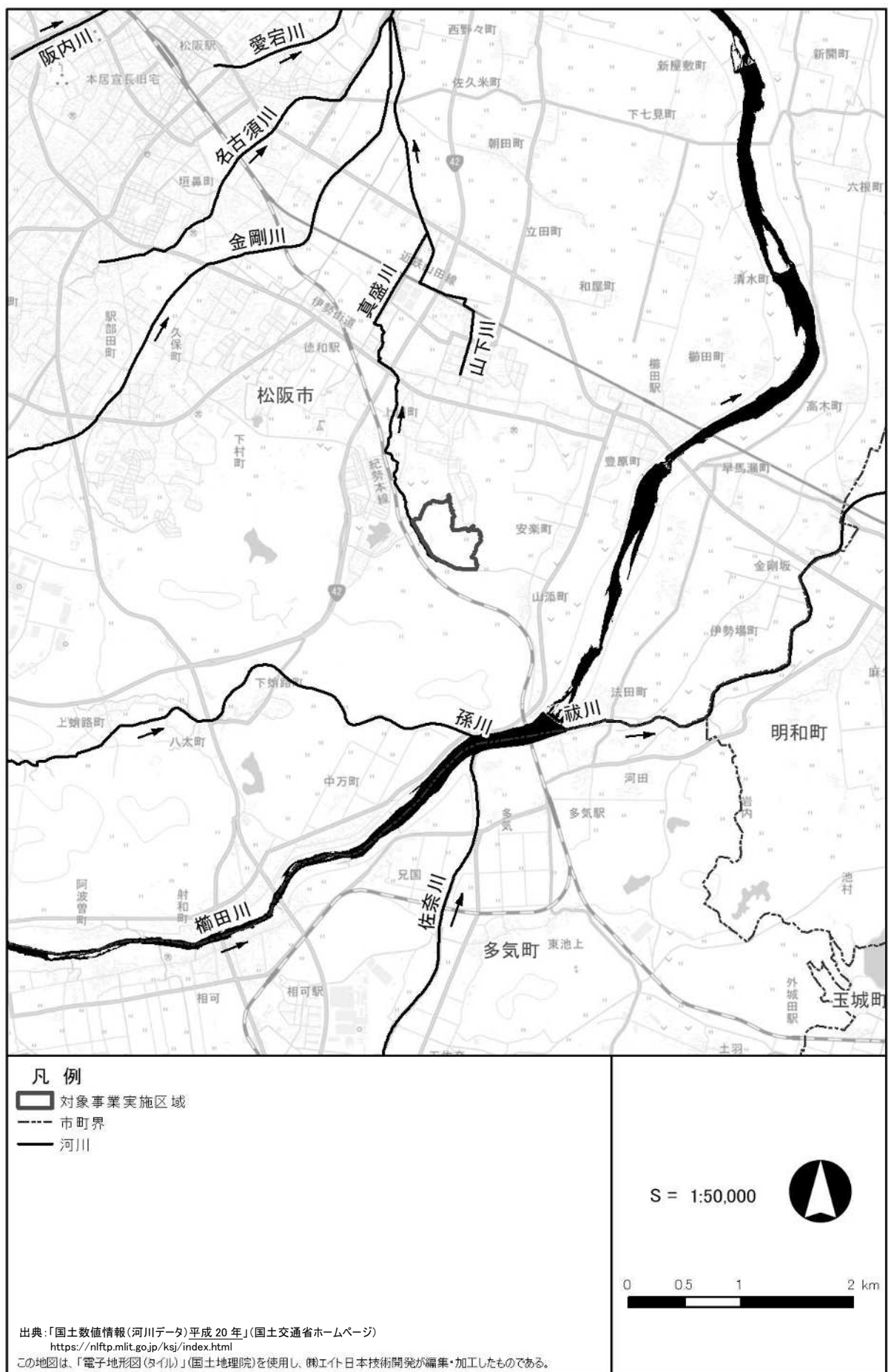


図 3-1.10 河川の状況

2. 水質の状況

(1) 水質の状況

三重県内では、国土交通省及び三重県、本市等によって、河川の水質調査が実施されている。対象事業実施区域及びその周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は、表 3-1. 20、図 3-1. 11 に示すとおりであり、櫛田川の櫛田橋、両郡橋及び金剛川の金剛橋である。平成 30 年度の測定結果を表 3-1. 21 に示す。

全ての測定地点で大腸菌群数が環境基準を超過していたが、その他の項目は環境基準を達成している。

表 3-1. 20 公共用水域水質測定地点

河川名	地点 番号	地点名	類型	調査機関名
櫛田川	1	櫛田橋	A	国土交通省
	2	両郡橋	(A)※	国土交通省
金剛川	3	金剛橋	D	松阪市

※ () は、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点（補足地点）である。

出典：「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

松阪市資料



図 3-1.11 水質測定地点

表 3-1.21 水質測定結果（河川）

項目			測定地点名	河川			環境基準	
				橿田川		金剛川		
				橿田橋	両郡橋	金剛橋		
河川類型			A 生物 A	(A)	D	A 生物 A	D	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.8	7.8	8.0	6.5～8.5	6.0～8.5	
	溶存酸素 (DO) (mg/L)		9.8	9.7	12.0	7.5 以上	2 以上	
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)		0.6	0.6	3.8	2 以下	8 以下	
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)		1.5	1.4	－	－	－	
	浮遊物質 (SS) (mg/L)		2	2	5	25 以下	100 以下	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		1,900	1,300	490,000	1,000 以下	－	
	窒素含有量 (mg/L)		0.6	0.6	－	－	－	
	リン含有量 (mg/L)		0.018	0.014	－	－	－	
	全亜鉛 (mg/L)		0.001	0.001	0.02	0.03 以下	－	
	ノニルフェノール (mg/L)		<0.00006	－	－	0.001 以下	－	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)		<0.0006	－	0.015	0.03 以下	－	
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	－	－	0.003 以下		
	全シアン (mg/L)		<0.1	－	－	検出されないこと。		
	鉛 (mg/L)		<0.005	－	－	0.01 以下		
	六価クロム (mg/L)		<0.01	－	－	0.05 以下		
	砒素 (mg/L)		<0.005	－	－	0.01 以下		
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	－	－	0.0005 以下		
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		<0.0005	－	－	検出されないこと。		
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	－	－	0.02 以下		
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	－	－	0.002 以下		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	－	－	0.004 以下		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	－	－	0.1 以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	－	－	0.04 以下		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0005	－	－	1 以下		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	－	－	0.006 以下		
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	－	－	0.01 以下		
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0005	－	－	0.01 以下		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	－	－	0.002 以下		
	チウラム (mg/L)		<0.0006	－	－	0.006 以下		
	シマジン (mg/L)		<0.0003	－	－	0.003 以下		
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	－	－	0.02 以下		
	ベンゼン (mg/L)		<0.001	－	－	0.01 以下		
	セレン (mg/L)		<0.002	－	－	0.01 以下		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.45	－	－	10 以下		
	ふっ素 (mg/L)		<0.08	－	－	0.8 以下		
	ほう素 (mg/L)		<0.02	－	－	1 以下		
	1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	－	－	0.5 以下		
参考	亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.005	－	－	－		
	硝酸性窒素 (mg/L)		0.45	－	－	－		

注 表中の値は、年平均値。BOD 及び COD については 75% 値を記載している。

出典：「公共用水域の水質測定結果【河川】平成 30 年度」（三重県）

松阪市資料

また、対象事業実施区域及びその周辺において実施されている水質のダイオキシン類調査について、過去 5 年間ににおける測定結果を表 3-1.22 に、測定地点を図 3-1.11 に示す。

測定結果は、全ての測定地点で環境基準を達成している。

表 3-1.22 ダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/L

河川名	地点 番号	地点名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	環境基準
櫛田川	1	櫛田橋	0.10	0.11	0.13	0.15	0.10	1 以下
金剛川	3	金剛橋	0.85	0.94	0.94	-	-	

出典：「ダイオキシン類対策（平成 26～30 年度）」（三重県ホームページ）

(2) 苦情等の状況

「令和元年度版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成 29 年度の水質汚濁に関する苦情は本市で 5 件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。

3. その他の水に係る環境の状況

(1) 地下水の状況

現最終処分場において、定期的に地下水のモニタリング調査が実施されている。

地下水の水質測定地点は、図 3-1.12 に示すとおりである。

令和元年度の測定結果を表 3-1.23 に示す。全ての測定地点で全ての項目が環境基準を達成している。

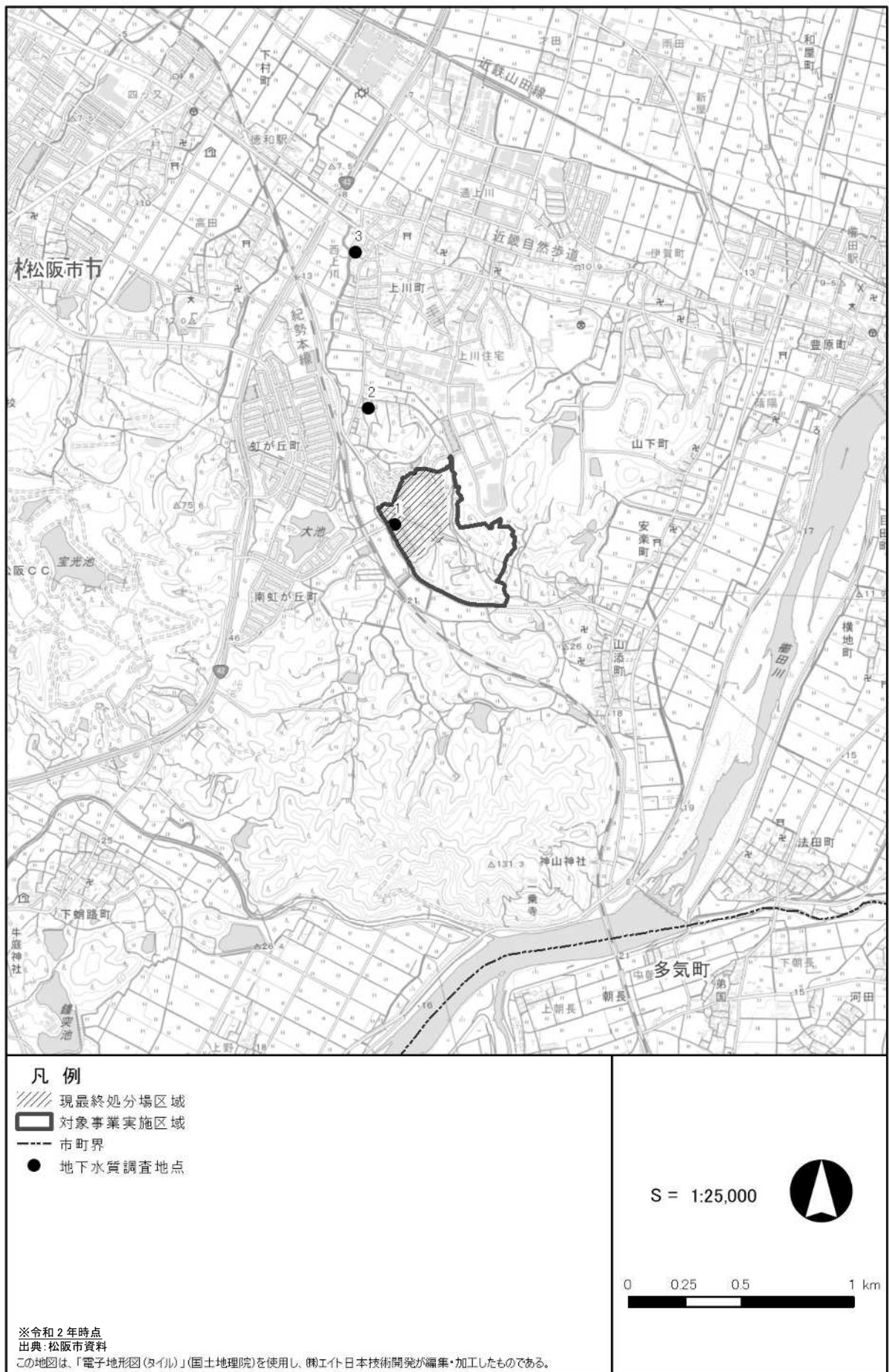


図 3-1.12 地下水の水質測定地点

表 3-1.23 地下水質測定結果

項目	測定地点名 地点番号	湧水	個人宅	個人宅	環境基準
		1	2	3	
カドミウム	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.05 以下
砒素	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.01 以下
セレン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.04	5.6	0.15	10 以下
ふっ素	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	0.01	検出されず	0.01	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	0.05 以下
ダイオキシン	(pg-TEQ/L)	0.027	0.023	0.039	1 以下

出典：松阪市資料

3-1-3 地盤及び土壌の状況

1. 地盤の状況

「令和元年版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成 29 年度の地盤沈下に関する苦情は本市では報告されていない。

地盤（地質）の状況については、「3-1-4 地形及び地質の状況 2. 地質の状況」で詳述する。

2. 土壌の状況

(1) 森林土壌等の状況

対象事業実施区域周辺の土壌は、図 3-1. 13 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の土壌は、大別すると、赤色土壌及び細粒グライ土壌、灰色低地土壌に分けられる。対象事業実施区域は赤色土壌であり、周辺を細粒グライ土壌及び灰色低地土壌に囲まれる。細粒グライ土壌は、主に水田や畑地といった耕作地が占めており、灰色低地土壌は櫛田川に沿うように分布する。

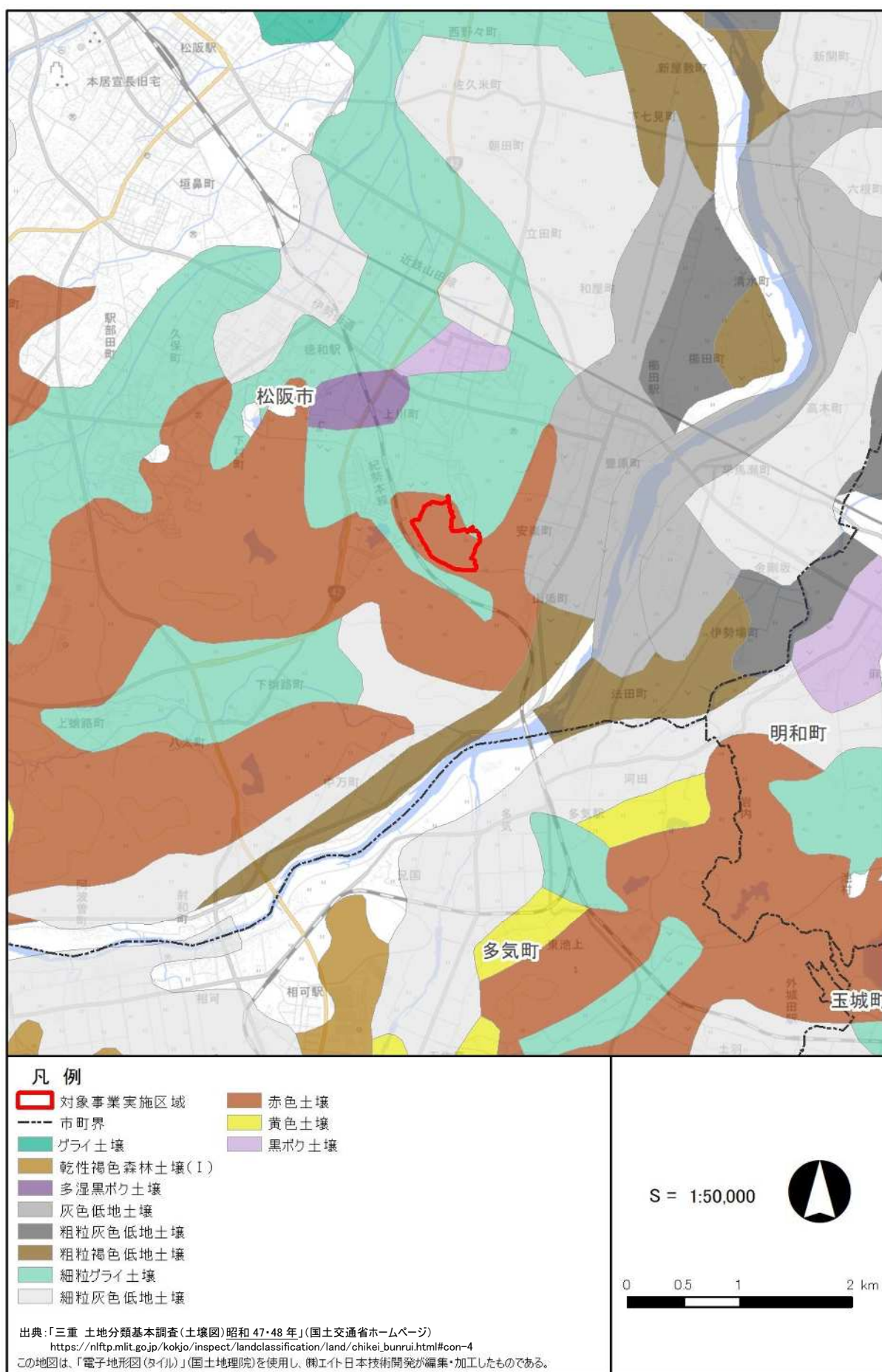


図 3-1.13 土壌図

(2) 土壌汚染の状況

現最終処分場において、定期的に土壌のモニタリング調査が実施されている。

土壌調査地点は、図 3-1.14 に示すとおりである。

令和元年度の測定結果を表 3-1.24 に示す。全ての測定地点で全ての項目が環境基準を達成している。

(3) 苦情等の状況

「令和元年版 環境白書」（令和元年、三重県）によれば、平成 29 年度の土壌汚染に関する苦情は本市では報告されていない。

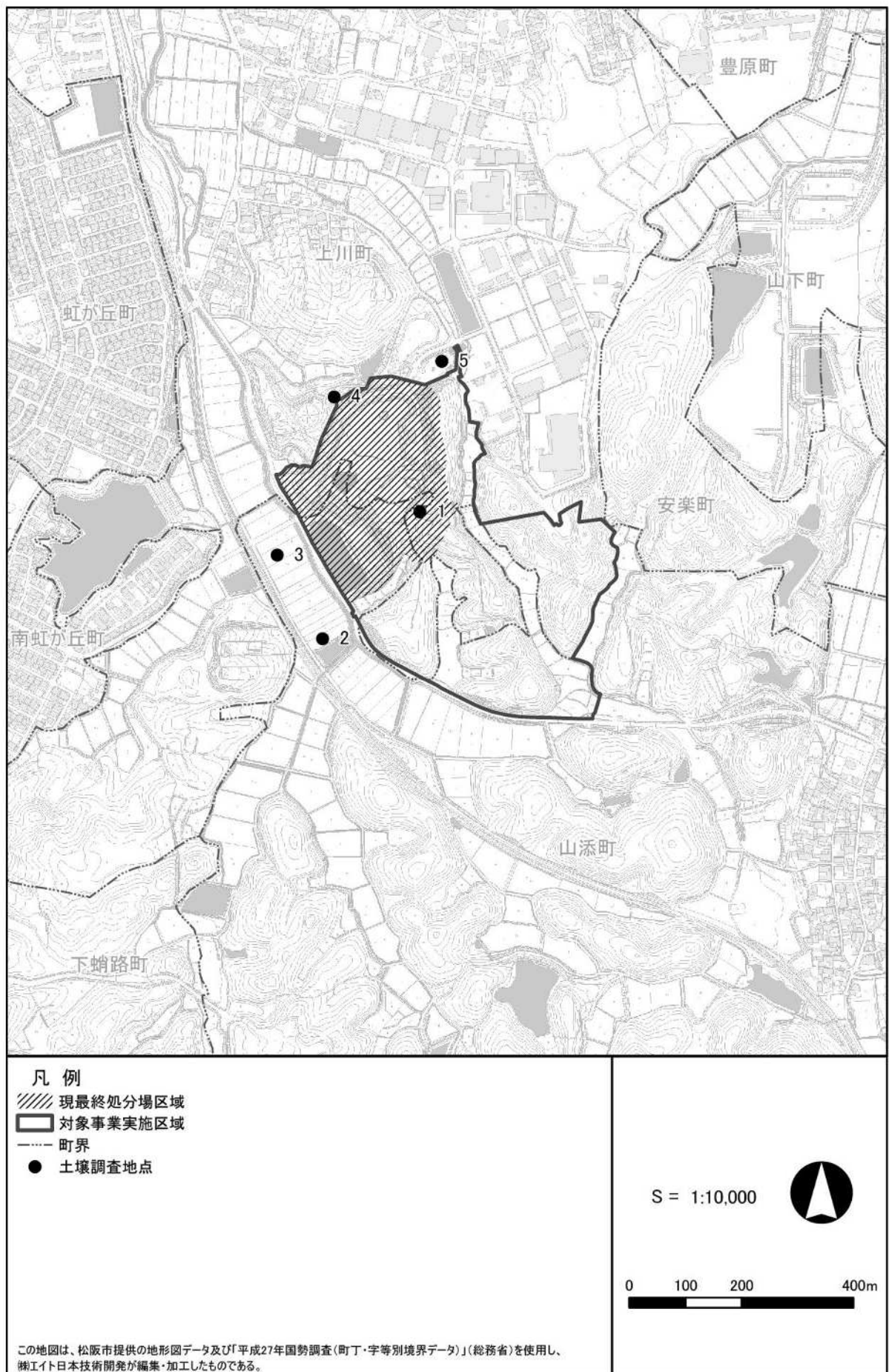


図 3-1.14 土壌調査地点

表 3-1. 24 土壌調査結果

項目	測定地点名 地点番号	鉄塔付近	南側 田-1	正面横 田-2	公園自然林	公園駐車場	環境基準
		1	2	3	4	5	
カドミウム	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
シアン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
有機リン化合物		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.01
六価クロム化合物	(mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.001 未満	0.002	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01
総水銀	(mg/L)	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
銅	(mg/L)	3	6	8	1	1	125 (田に限る)
ジクロロメタン	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
四塩化炭素	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
クロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.03
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
チウラム	(mg/L)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
シマジン	(mg/L)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
ベンゼン	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
ふっ素	(mg/L)	0.08 未満	0.22	0.25	0.08 未満	0.08 未満	0.8
ほう素	(mg/L)	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
ダイオキシン (コプラナ PCB 含む)	(pg-TEQ/g)	0.46	71	72	4.8	0.18	1000

出典：松阪市資料

3-1-4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域周辺における地形分類図は図 3-1. 15 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は、扇状地性低地に分類され低地が広がる地形である。その中で、対象事業実施区域は山麓地に位置し、およそ丘陵地とは言えないまでも周辺よりやや小高い位置にある。

対象事業実施区域周辺に、「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質および野生生物-」（平成 7 年、三重自然誌の会）、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集 -危機にある地形-」（平成 12 年、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集 -保存すべき地形-」（平成 15 年、古今書院）に該当する重要な地形はない。

2. 地質の状況

対象事業実施区域周辺における表層地質図は図 3-1. 16 に示すとおりである。

対象事業実施区域は砂岩上に位置し、その周辺は、花崗岩質岩石が西側に分布するほか、礫層の地域が主である。

なお、平成 6 年に実施した現最終処分場建設時の地質調査結果によると、対象事業実施区域の北側には「葛岡断層」が東西に走っているとされる。ただし、「活断層データベース」（産業技術総合研究所ホームページ）によると、対象事業実施区域周辺に活断層は存在していない。断層の位置を図 3-1. 17 に示す。

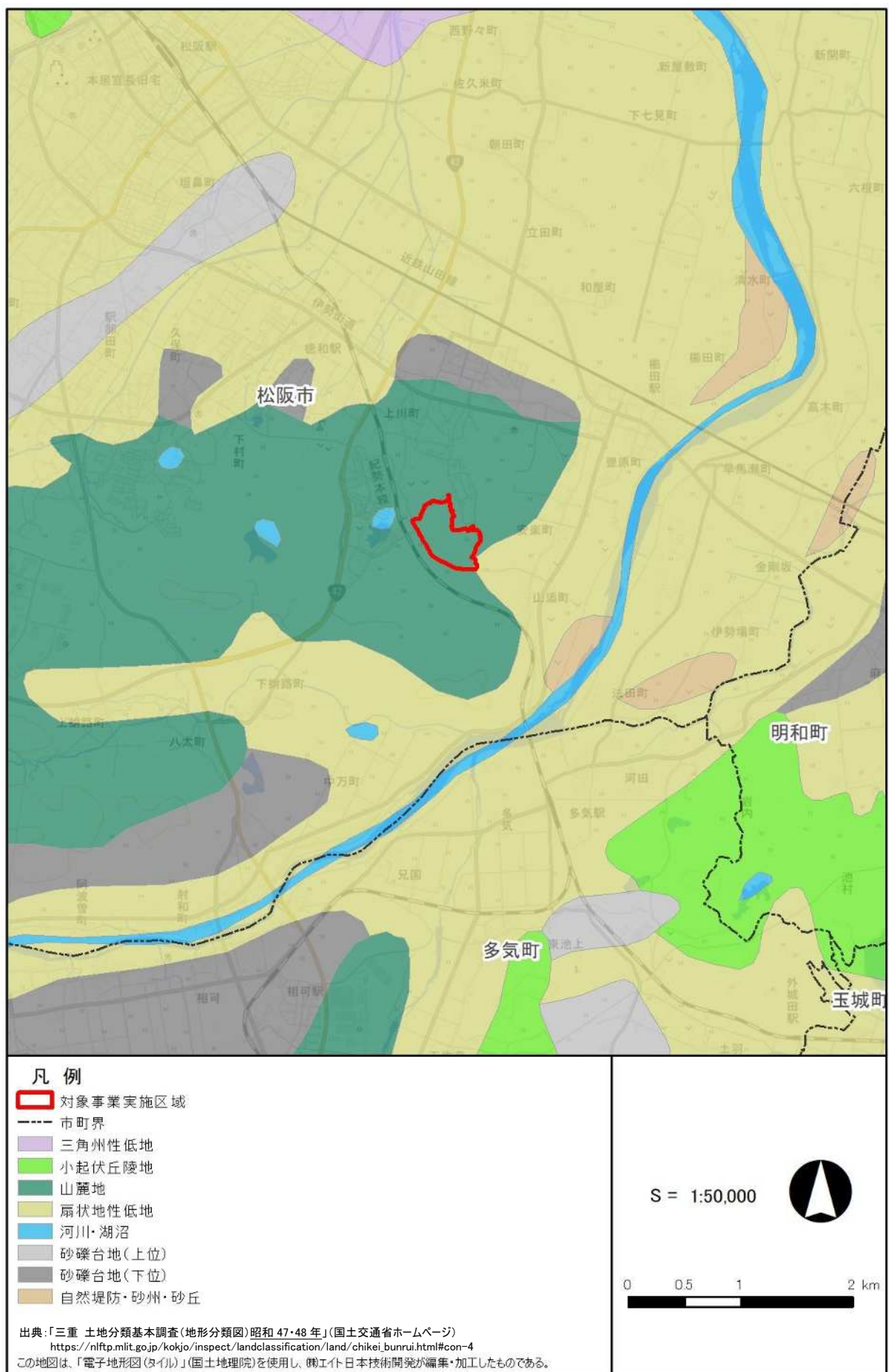


図 3-1.15 地形分類図

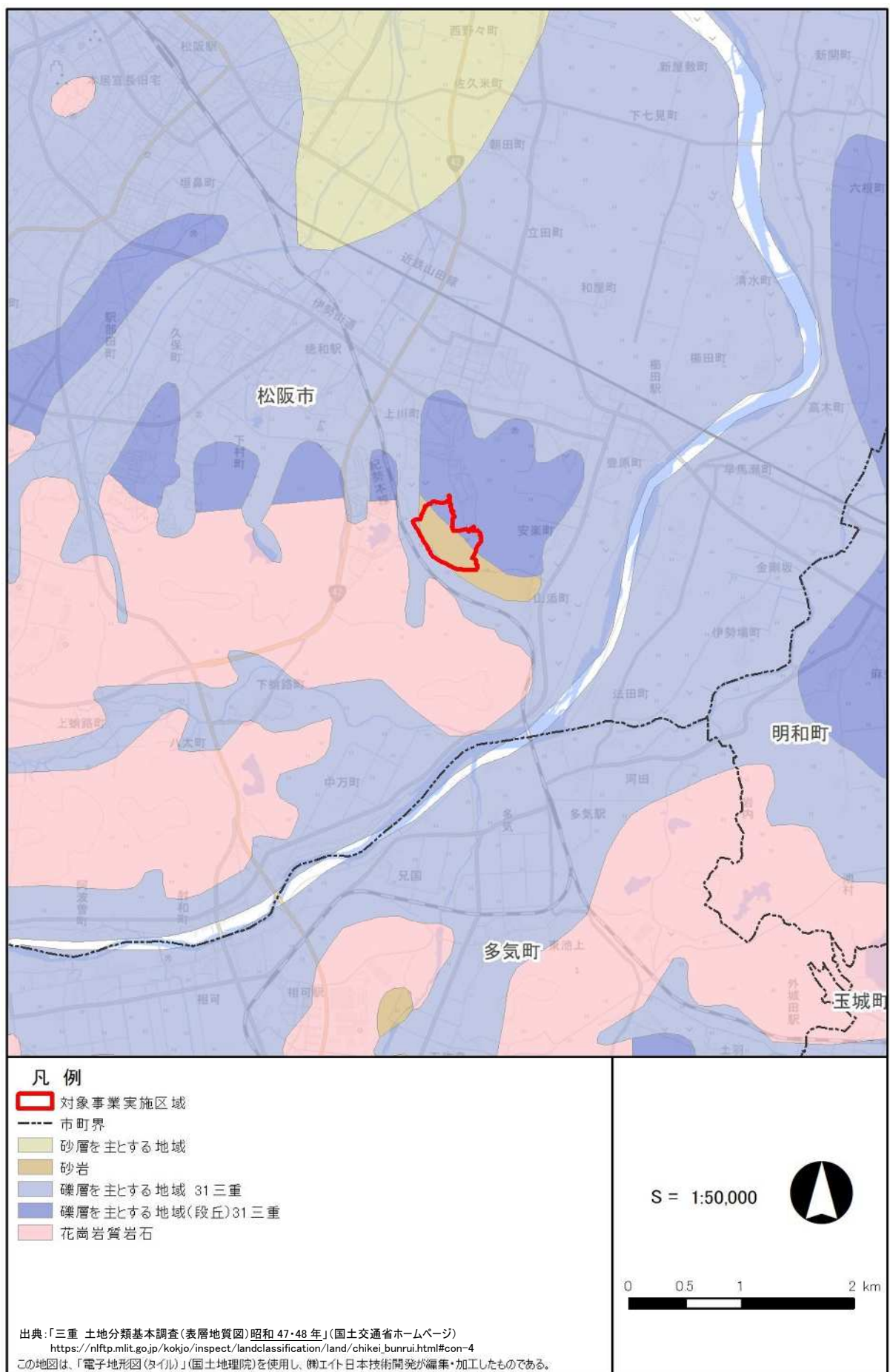


図 3-1.16 表層地質図

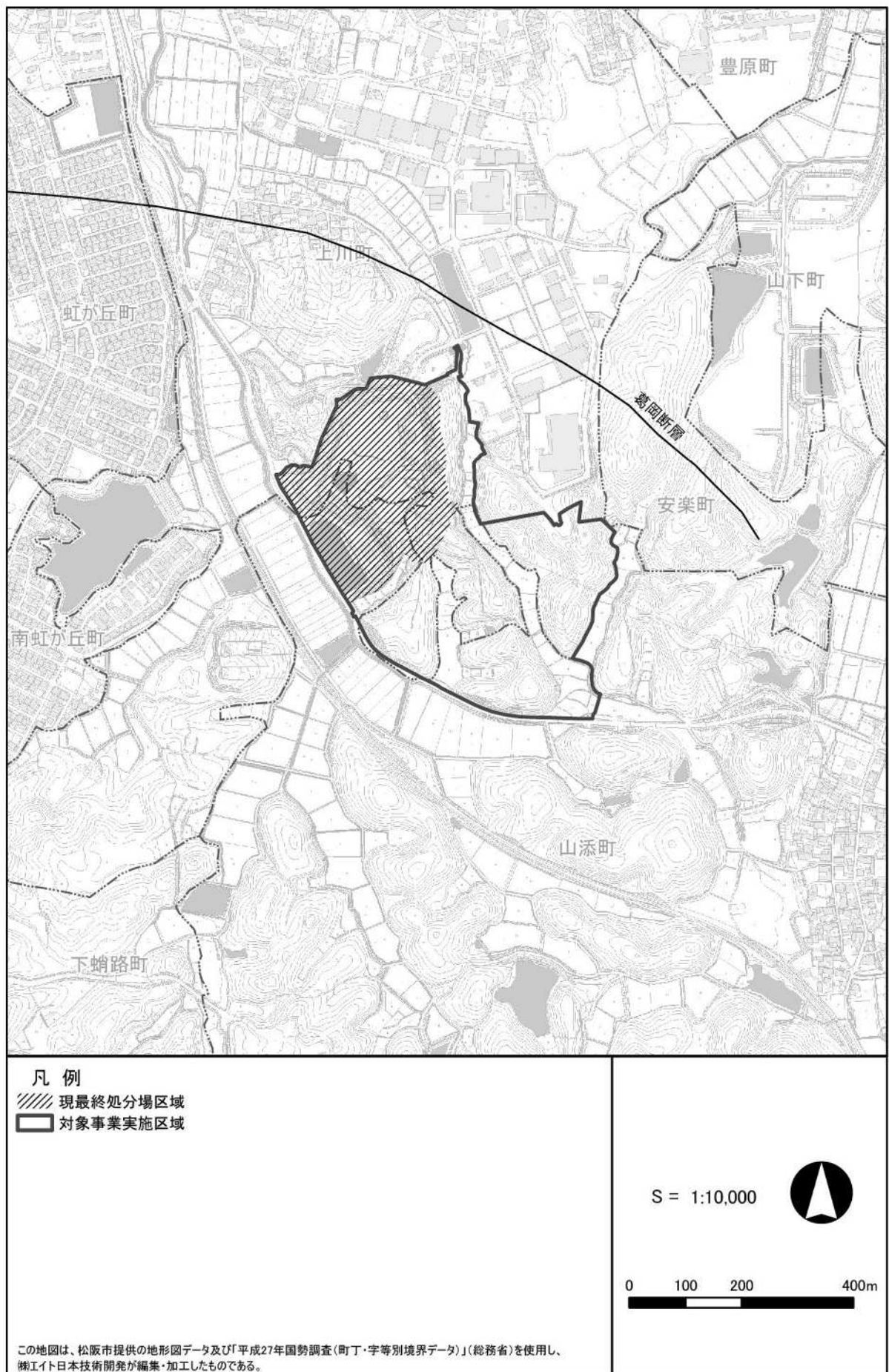


図 3-1.17 断層位置図

3-1-5 日照及び電波の状況

1. 日照の状況

対象事業実施区域周辺には、日照障害となる高層の人工構造物はない。

2. 電波の状況

対象事業実施区域周辺には、電波障害となる高層の人工構造物はない。

3-1-6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動植物相の状況

動植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3-1. 25 に示すとおりである。

表 3-1. 25 動植物種の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
A	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～（2015 年改訂版）」平成 27 年（三重県農林水産部みどり共生推進課）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、クモ類、汽水・淡水魚類、底生動物、維管束植物、蘚苔・地衣類、キノコ類）
B	「第 1 回～第 7 回：自然環境保全基礎調査」昭和 48 年度～平成 24 年度（環境省自然環境局）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、クモ類、汽水・淡水魚類、底生動物）
C	「令和元年度版 三重県環境白書」（三重県環境生活部 環境生活総務課）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、昆虫類、汽水・淡水魚類、底生生物、維管束植物）
D	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」令和元年度（国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、汽水・淡水魚類、底生生物、維管束植物）
E	「櫛田川 身近な生き物ガイドマップ（魚編）」平成 24 年（三重県松阪建設事務所）	汽水・淡水魚類
F	「非灌漑期の農業水路における魚類の移動と越冬」平成 22 年（農業農村工学会）	汽水・淡水魚類
G	「一般廃棄物最終処分場整備計画に係る環境影響事前評価書」平成 5 年（松阪市）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、維管束植物）

文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動植物は、表 3-1. 26 に示すとおり、哺乳類が 9 科 24 種、鳥類が 44 科 154 種、両生類・爬虫類が 12 科 23 種、昆虫類が 100 科 338 種、クモ類が 4 科 5 種、汽水・淡水魚類が 12 科 47 種、底生動物が 12 科 21 種、維管束植物が 160 科 922 種、蘚苔・地衣類が 1 科 1 種、キノコ類が 1 科 1 種であった。

表 3-1. 26 文献等により確認された種数

分類		科	種
動物	哺乳類	9	24
	鳥類	44	154
	両生類・爬虫類	12	23
	昆虫類	100	338
	クモ類	4	5
	汽水・淡水魚類	12	47
	底生動物	12	21
	維管束植物	160	922
植物	蘚苔・地衣類	1	1
	キノコ類	1	1

2. 重要な種の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。重要な動植物種の選定根拠は表 3-1.27 に、選定基準は表 3-1.28 に示すとおりである。

表 3-1.27 重要な動植物種の選定根拠

選定基準		
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	「三重県文化財保護条例」(昭和 32 年 12 月 28 日、条例第 72 号)	・県指定天然記念物(県天)
	「松阪市文化財保護条例」(平成 17 年 1 月 1 日、条例第 256 号)	・市指定天然記念物(市天)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定国内希少野生動植物種(特定) ・緊急指定種(緊急)
③	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 (令和 2 年 3 月 27 日改訂、環境省)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
④	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～(2015 年改訂版)」 (平成 27 年 3 月、三重県農林水産部みどり共生推進課)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)
⑤	「三重県自然環境保全条例」(平成 15 年 3 月 17 日、条例第 2 号)	三重県指定希少野生動植物

表 3-1.28 重要な動植物種の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
②	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
③	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。	
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。	
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
④	絶滅生物（EX）	県内ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	県内で飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。	
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。	
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧（NT）	生息条件の変化によっては、「絶滅危惧種」に移行する要素を持つ種。	
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。	
⑤	三重県指定希少野生動植物	三重県自然環境保全条例に基づき、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある種のうち、特に保護する必要がある種。	

(1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で、重要な哺乳類は確認されていない。

(2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な鳥類は表 3-1. 29 に示すとおり、11 目 16 科 33 種である。

表 3-1. 29 重要な動物種（鳥類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	DD	
2	カモ目	カモ科	オシドリ			DD	EN(繁殖) NT(越冬)	
3			トモエガモ			VU	EN	
4	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ		国内	CR		
5	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ			EN		
6	ペリカン目	サギ科	ササゴイ				VU	
7			チュウサギ			NT	VU	
8		トキ科	クロツラヘラサギ			EN	CR	
9	ツル目	クイナ科	ヒクイナ			NT	VU	
10	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD		
11			イカルチドリ				VU	
12			シロチドリ			VU	CR(繁殖) NT(越冬)	○
13		シギ科	オオジシギ			NT	DD	
14			オオソリハシシギ			VU		
15			ダイシャクシギ				VU	
16			ホウロクシギ			VU	NT	
17			ツルシギ			VU		
18			アカアシシギ			VU	VU	
19			コアオアシシギ				VU	
20			カラフトアオアシシギ		国内	CR	CR	
21			タカブシギ			VU		
22			ミユビシギ				VU	
23			ハマシギ			NT		
24		タマシギ科	タマシギ			VU	NT	
25		カモメ科	オオセグロカモメ			NT		
26			コアジサシ			VU	CR	
27	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	VU(越冬) NT(繁殖)	
28		タカ科	ハイタカ			NT	NT	
29			オオタカ			NT	VU	
30			サシバ			VU	EN	○
31	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				VU	
32	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	CR(繁殖) EN(越冬)	
33	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				NT	
合計	11 目	16 科	33 種	0 種	3 種	26 種	25 種	2 種

注 1：種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和元年度）に準拠した。

注 2：指定状況の①～⑤は、表 3-1. 27、表 3-1. 28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物

(3) 両生類・爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な両生類・爬虫類は表 3-1.30 に示すとおり、2 目 4 科 5 種である。

表 3-1.30 重要な動物種（両生類・爬虫類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ			VU	VU	
2		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	特天		VU	VU	
3		イモリ科	アカハライモリ			NT		
4	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル			NT		
5			ナゴヤダルマガエル (ダルマガエル) ※			EN	VU	
合計	2 目	4 科	5 種	1 種	0 種	5 種	3 種	0 種

注 1：種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和元年度）に準拠した。

注 2：指定状況の①～⑤は、表 3-1.27、表 3-1.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物

※ 三重県レッドデータブック 2015 では「ダルマガエル」と記載。

(4) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な昆虫類は表 3-1.31 に示すとおり、6 目 19 科 33 種である。

表 3-1.31 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	トンボ目（蜻蛉目）	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	EN	
2		サナエトンボ科	キイロサナエ			NT	VU	
3			ヒメクロサナエ				NT	
4			オオサカサナエ			VU	CR	
5			フタスジサナエ			NT	NT	
6		エゾトンボ科	キイロヤマトンボ			NT	VU	
7			ハネヒロエゾトンボ			VU	CR	
8		トンボ科	アキアカネ				NT	
9			ミヤマアカネ				NT	
10	カメムシ目（半翅目）	ミズムシ科（昆）	ミズナシミズムシ			NT	NT	
11			ホッケミズムシ			NT	NT	
12			ナガミズムシ			NT	NT	
13			ミヤケミズムシ			NT	NT	
14		コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	
15			タガメ			VU	VU	
16		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ				VU	
17	アミメカゲロウ目（脈翅目）	ウスバカゲロウ科	コマダラウスバカゲロウ				NT	
18			オオウスバカゲロウ				CR	
19	チョウ目（鱗翅目）	シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ				NT	
20			ウラナミアカシジミ				VU	
21			ウラギンスジヒョウモン			VU	EN	
22			オオムラサキ			NT	NT	
23		シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	CR	
24	コウチュウ目（鞘翅目）	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ			NT	NT	
25			キベリマメゲンゴロウ			NT	NT	
26		ミズスマシ科	オオミズスマシ			NT	EN	
27		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ				EN	
28		ガムシ科	コガムシ			DD	NT	
29		クワガタムシ科	オオクワガタ			VU	CR	
30		タマムシ科	クロマダラタマムシ				VU	
31		ハムシ科	ガガブタネクイハムシ				VU	
32	ハチ目（膜翅目）	アリ科	トゲアリ			VU		
33		スズメバチ科	モンズズメバチ			DD	NT	
合計	6 目	19 科	33 種	0 種	0 種	22 種	32 種	0 種

注 1：種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和元年度）に準拠した。

注 2：指定状況の①～⑤は、表 3-1.27、表 3-1.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物

(5) 汽水・淡水魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な魚類は表 3-1.32 に示すとおり、6 目 8 科 16 種である。

表 3-1.32 重要な動物種（汽水・淡水魚類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類			VU	VU	
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	EN	
3	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ			NT	VU	
4			アブラボテ			NT	EN	
5			シロヒレタビラ			EN	CR	
6			カワバタモロコ		国内	EN	CR	○
7			カワヒガイ			NT	VU	
8			ズナガニゴイ				EN	
9			イトモロコ				VU	
10			コウライモロコ				VU	
11		ドジョウ科	ドジョウ			NT		
12			トウカイコガタスジシマドジョウ			EN	EN	
13	ナマズ目	アカザ科	アカザ			VU	VU	
14	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ			VU	NT	
15	スズキ目	ドンコ科	ドンコ				NT	
16		カワアナゴ科	カワアナゴ				VU	
合計	6 目	8 科	16 種	0 種	1 種	11 種	15 種	1 種

注 1：種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和元年度）に準拠した。

注 2：指定状況の①～⑤は、表 3-1.27、表 3-1.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物

(6) 底生生物

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な底生生物は表 3-1.33 に示すとおり、4 目 7 科 12 種である。

表 3-1.33 重要な動物種（底生生物）の状況

No.	門	綱	目名	科名	種名	指定状況				
						①	②	③	④	⑤
1	軟体動物門	腹足綱	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ			NT		
2				カワニナ科	クロダカワニナ			NT	NT	
3			汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT	
4				ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ			VU	VU	
5		二枚貝綱	イシガイ目	イシガイ科	オバエボシガイ			VU	CR	
6					ニセマツカサガイ			VU		
7					トンガリササノハガイ				VU	
8					イシガイ				NT	
9					カタハガイ			VU	EN	
10					マツカサガイ			NT	NT	
11			マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ			VU		
12				ドブシジミ科	ドブシジミ				NT	
合計	1 門	2 綱	4 目	7 科	12 種	0 種	0 種	9 種	9 種	0 種

注 1：種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和元年度）に準拠した。

注 2：指定状況の①～⑤は、表 3-1.27、表 3-1.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物

(7) 付着藻類

対象事業実施区域及びその周辺で、重要な付着藻類は確認されていない。

(8) 維管束植物

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な維管束植物は表 3-1. 34(1)～(3)に示すとおり、
25 目 49 科 102 種である。

表 3-1. 34(1) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	マツバラ目	マツバラ科	マツバラ			NT	VU	
2	サンショウモ目	デンジソウ科	デンジソウ			VU	EN	
3		サンショウモ科	オオアカウキクサ			EN	NT	
4			アカウキクサ			EN	EX	
5			サンショウモ			VU	VU	
6	ウラボシ目	オシダ科	アスカイノデ				EN	
7	オモダカ目	サトイモ科	ヒンジモ			VU		
8		トチカガミ科	イバラモ				VU	
9			オオトリゲモ				EN	
10		アマモ科	コアマモ				VU	
11		ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU	
12			エビモ					
13			コバノヒルムシロ			VU	EN	
14	ユリ目	ユリ科	ササユリ				NT	
15	クサスギカズラ目	ラン科	エビネ			NT	NT	
16			ギンラン				VU	
17			キンラン			VU	VU	
18			セッコク				NT	
19			カキラン				NT	
20			フウラン			VU	VU	
21			サギソウ			NT	VU	
22			コバノトンボソウ				VU	
23			トンボソウ				NT	
24			トキソウ			NT	VU	
25		アヤメ科	カキツバタ			NT		
26		ススキノキ科	ノカンゾウ				NT	
27		クサスギカズラ科	ミズギボウシ				NT	
28	ツユクサ目	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	CR	
29	イネ目	ガマ科	ミクリ			NT	CR	
30			ナガエミクリ			NT	NT	
31			コガマ				NT	
32		ホシクサ科	クロホシクサ			VU	VU	
33		カヤツリグサ科	イトテンツキ			NT	EN	
34			ウマスゲ				EN	
35			オオシロガヤツリ				VU	
36			コアゼテンツキ				EN	
37			アゼテンツキ				VU	
38			マツカサススキ				VU	
39			コシンジュガヤ				NT	
40		イネ科	ナルコビエ				VU	
41			ウキシバ				VU	
42	マツモ目	マツモ科	マツモ				NT	
43	キンボウゲ目	メギ科	ヘビノボラズ				NT	
44		キンボウゲ科	コキツネノボタン			VU		
45			ヒキノカサ			VU	CR	○

表 3-1. 34(2) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
46	ユキノシタ目	スグリ科	ヤシヤビシヤク			NT	VU	
47		アリノトウグサ科	タチモ			NT	VU	
48			フサモ				VU	
49	マメ目	ヒメハギ科	ヒナノカンザシ				VU	
50	バラ目	バラ科	カワラサイコ				VU	
51			ビロードイチゴ				VU	
52	ウリ目	ウリ科	ゴキツル				EN	
53	キントラノオ目	ヤナギ科	キヌヤナギ				VU	
54		オトギリソウ科	アゼオトギリ			EN	CR	○
55	フトモモ目	ミソハギ科	ミズスギナ			CR	CR	
56			ミズマツバ			VU	NT	
57			ミズキカシグサ			VU	VU	
58	アオイ目	アオイ科	ハマボウ				VU	
59	ナデシコ目	イソマツ科	ハマサジ			NT	NT	
60		タデ科	ヤナギヌカボ			VU	EN	
61			ナガバノウナギツカミ			NT	VU	
62			ヌカボタデ			VU	VU	
63			ホソバイヌタデ			NT		
64		モウセンゴケ科	イシモチソウ			NT	VU	
65			コモウセンゴケ				VU	
66			トウカイコモウセンゴケ				NT	
67	ツツジ目	サクラソウ科	カラタチバナ				NT	
68			サクラソウ			NT		
69		ハイノキ科	クロミノニシゴリ				NT	
70	リンドウ目	リンドウ科	ハルリンドウ				NT	
71			イヌセンブリ			VU	VU	
72		マチン科	ヒメナエ			VU	EN	
73			アイナエ				VU	
74		キョウチクトウ科	タチカモメヅル				NT	
75			スズサイコ			NT	VU	
76	ナス目	ヒルガオ科	マメダオシ			CR	CR	
77	シソ目	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	VU	
78			クワガタソウ				VU	
79			イヌノフグリ			VU	NT	
80		シソ科	ヤマジソ			NT	CR	
81			ミズトラノオ			VU	VU	
82			ナツノタムラソウ				CR	
83			ヒメナミキ				NT	
84			コナミキ			VU	EN	
85		ハマウツボ科	クチナシグサ				VU	
86			ヒキヨモギ				VU	
87		タヌキモ科	ノタヌキモ			VU	VU	
88			タヌキモ			NT		
89		クマツヅラ科	クマツヅラ				VU	

表 3-1. 34(3) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
90	キク目	キキョウ科	バアソブ			VU	CR	
91			キキョウ			VU	NT	
92		ミツガシワ科	アサザ			NT	CR	
93		キク科	サワシロギク				NT	
94			オケラ				VU	
95			オグルマ				NT	
96			ホソバニガナ			EN		
97			タカサゴソウ			VU	EX	
98			オカオグルマ				NT	
99			サワオグルマ				EN	
100			オナモミ			VU	EX	
101	セリ目	セリ科	ドクゼリ				CR	
102	マツムシソウ目	スイカズラ科	マツムシソウ				CR	
合計	25 目	49 科	102 種	0 種	0 種	51 種	94 種	2 種

注 1：種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和元年度）に準拠した。

注 2：指定状況の①～⑤は、表 3-1. 27、表 3-1. 28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物
 ②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
 ④ EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
 ⑤/○：三重県指定希少野生動植物

(9) 蘚苔類・地衣類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な蘚苔類・地衣類は表 3-1. 35 に示すとおり、1 目 1 科 1 種である。

表 3-1. 35 重要な種（蘚苔類・地衣類）の状況

No.	目名	科名	和名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	蘚綱目	ツヤゴケ科	ホソミツヤゴケ				NT	
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種

注 1：指定状況の①～⑤は、表 3-1. 27、表 3-1. 28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物
 ②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 ③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
 ④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
 ⑤/○：三重県指定希少野生動植物

(10) キノコ類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要なキノコ類は表 3-1. 36 に示すとおり、1 目 1 科 1 種である。

表 3-1. 36 重要な種（キノコ類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	⑤
1	ハラタケ目	イッポンシメジ科	ソライロタケ				VU	
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種

注 1：指定状況の①～⑤は、表 3-1. 27、表 3-1. 28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2：各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物

3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について「第 6 回・7 回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は図 3-1. 18(1) (2) に示すとおりである。

対象事業実施区域のうち、丘陵地はアベマキ・コナラ群落で占められ、谷部は水田雑草群落となっている。なお、現最終処分場区域は造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。

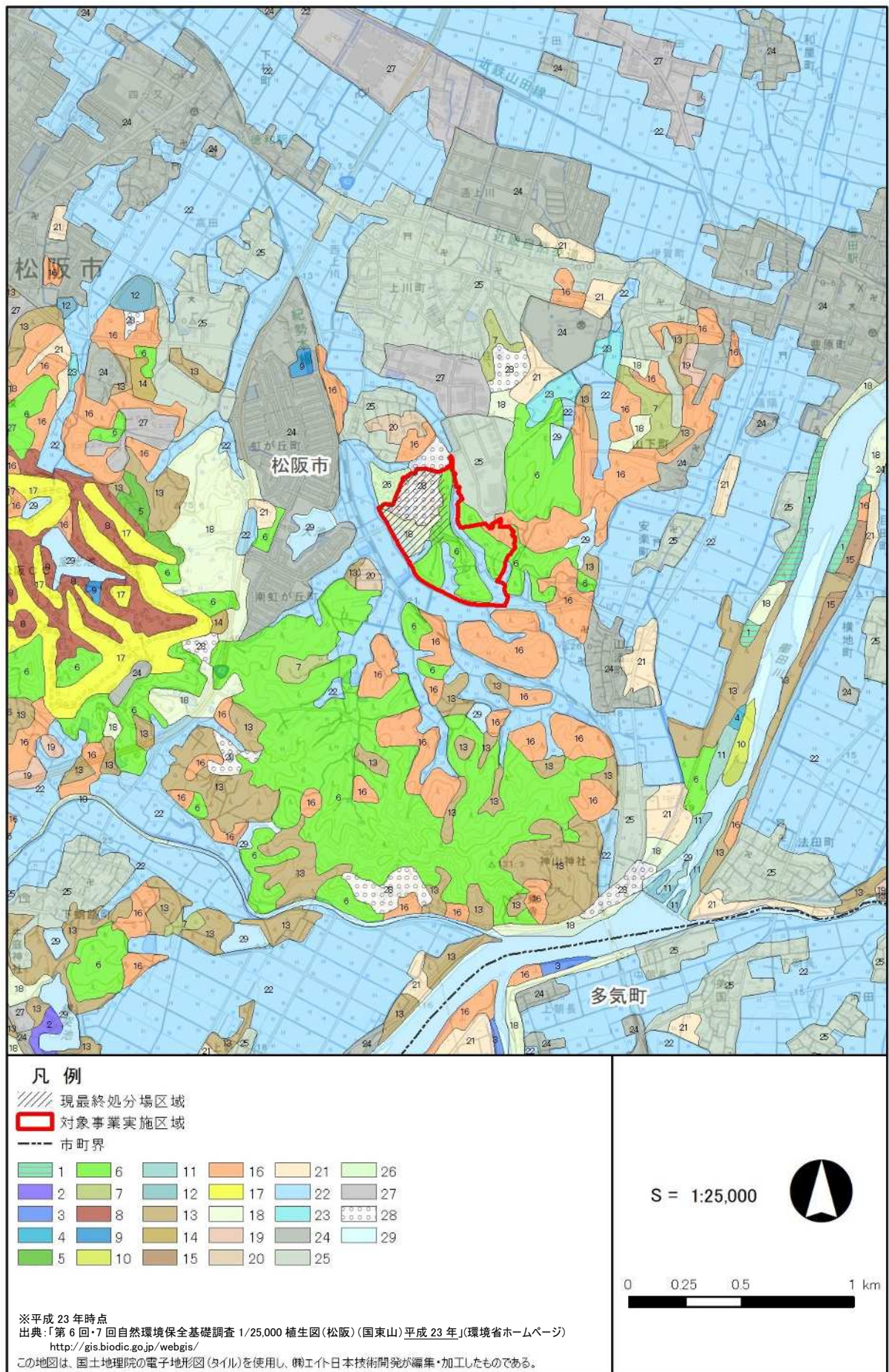


図 3-1.18(1) 植生図

	1	ケヤキ・ムクノキ群集
	2	ハンノキ群落（ⅤⅠ）
	3	ヤナギ高木群落（ⅤⅠ）
	4	ヤナギ低木群落（ⅤⅠ）
	5	シイ・カシ二次林
	6	アベマキ・コナラ群集
	7	アカメガシワ・カラスザンショウ群落
	8	モチツツジ・アカマツ群集
	9	ヨシクラス
	10	河川敷砂礫地植生
	11	ツルヨシ群集
	12	ヒルムシロクラス
	13	スギ・ヒノキ・サワラ植林
	14	外国産樹種植林
	15	その他植林
	16	竹林
	17	ゴルフ場・芝地
	18	路傍・空地雑草群落
	19	果樹園
	20	茶畑
	21	畑雑草群落
	22	水田雑草群落
	23	放棄水田雑草群落
	24	市街地
	25	緑の多い住宅地
	26	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	27	工場地帯
	28	造成地
	29	開放水域

図 3-1.18(2) 植生図の凡例

4. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺の生態系を把握するため、植生、地形等の状況を踏まえ、環境類型区分図を作成した。

環境類型区分は、表 3-1.37 及び図 3-1.19 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺 1.5km の環境を大別すると、陸域生態系と水域生態系の 2 つに分けられる。陸域生態系は水田、樹林地、耕作地・果樹園、市街地、草地・荒地で構成され、水域生態系は河川・湖沼で構成される。

表 3-1.37 環境類型区分（対象事業実施区域及びその周辺 1.5km）

環境類型区分		面積 (ha)	比率 (%)
陸域生態系	水田	265	26
	樹林地	367	36
	耕作地・果樹園	23	2
	市街地	250	24
	草地・荒地	41	4
	その他	42	4
水域生態系	河川・湖沼	38	4
合計		1,026	100

注 合計算出の都合上、整数値で記載している。

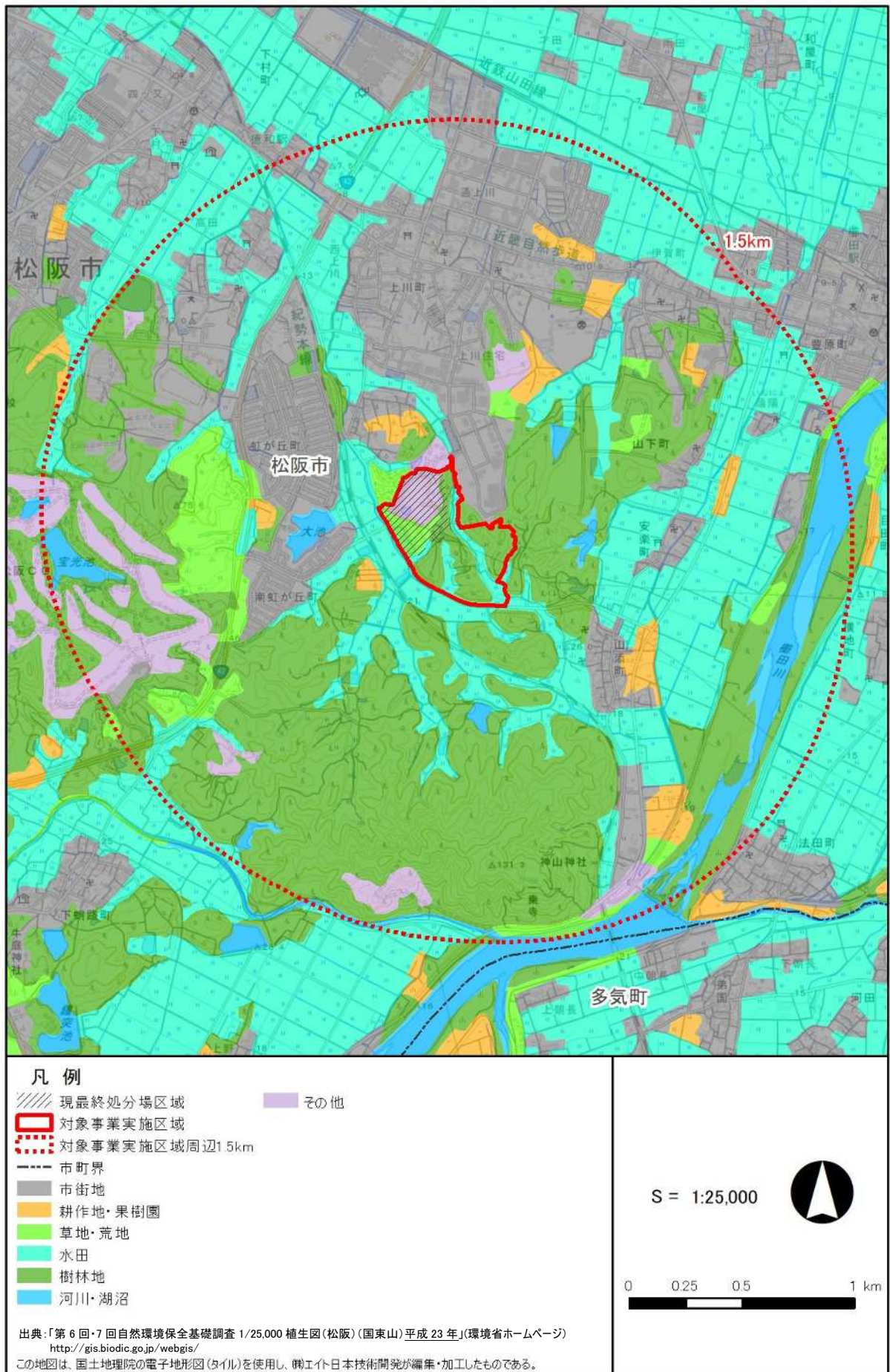


図 3-1.19 環境類型区分図

(2) 生態系構成種

① 陸域生態系

文献調査結果及び環境類型区分から判断すると、対象事業実施区域及び周辺の陸域は、水田やアベマキ・コナラ群集などの樹林、住宅地からなる市街地が分布し、ハシブトガラス、スズメなどの鳥類が生態系の構成種としてあげられる。

対象事業実施区域から 1.5km 程の陸域には、水田・市街地・樹林などの環境が点在し、キジバト、ツバメ、サギ科、チドリ科などの鳥類、タヌキやイノシシなどの哺乳類、ニホンカナヘビ、シマヘビなどの爬虫類、ニホンアマガエルなどの両生類、トンボ目やチョウ目などの昆虫類が生態系の構成種としてあげられる。

② 水域生態系

文献調査結果及び環境類型区分から判断すると、河川・湖沼では、淡水域と海水域を回遊するニホンウナギやアユ、純淡水域に生息するヤリタナゴやミナミメダカなどの魚類、カワニナ科やマシジミなどの貝類が生態系の構成種としてあげられる。

対象事業実施区域南東を流れる櫛田川沿いには、スギ・ヒノキ群落やケヤキ・ムクノキ群落、ツルヨシ群集が見られる。

3-1-7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3-1.38 及び図 3-1.20 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は、都市公園が主体であり、対象事業実施区域に近接して北側に上川町遊歩道公園、東側に松阪市総合運動公園が位置する。また、松阪駅周辺には松阪公園（松坂城跡）等の都市公園が点在する。

表 3-1.38 人と自然との触れ合いの活動の場の名称・概要

No.	名称	概要
1	カネボウ跡公園（鈴の森公園）	芝生広場やシンボルツリーのケヤキ、噴水等がある他、文化財センター「はにわ館」やギャラリーによる芸術活動の場としても利用されており、幅広い年齢層に利用されている。
2	阪内川親水公園はなぞの広場	阪内川のほとりに造られた、自然の木々や水に親しめる市民公園である。桜並木や花壇が整備され、四季を感じることができ、大人から子供まで幅広い層に利用されている。
3	松阪公園（松坂城跡）	松坂城跡（国指定史跡）を整備した公園で、日本百名城、日本の歴史公園百選に選定されている。園内には、約 300 本の桜や樹齢 300 年を越える藤の古木等があり、古くから市民に親しまれている。
4	東公園	対象事業実施区域北側約 4km の東町に位置し、公園北側には愛宕川が流れる。園内は、野球場（グラウンド）が整備され、主にスポーツを目的に利用されるが、春には桜が咲き花見の場としても利用される。
5	広陽公園	松阪市中核工業団地の一画に位置し、周辺は工業施設が占めるが、公園北～東側は植林地が広がる。園内は多目的グラウンドが整備され、主にスポーツを目的に利用される。
6	上川町遊歩道公園	園内は芝生公園や複合遊具があり、家族連れでピクニックやスポーツを行う利用者が多い。さらに、展望台やフラワーガーデンへと続く自然を生かした遊歩道が整備されている。 対象事業実施区域北側に位置し、人と自然との触れ合いの活動の場としては最も近い場所である。
7	高田大池	対象事業実施区域西側約 300m に位置するため池である。池周辺は緑が多く、親水公園のように木材模様の柵やベンチ、屋根付きの休憩場所が設けられており、主に近隣住民の憩いの場として利用されている。
8	松阪市総合運動公園	多目的グラウンド、スケートパークや展望広場等の多様な施設が併設され、多くの地域住民のためのレクリエーションの場や自然の大切さを学ぶ場として利用されている。

注 高田大池は、現地踏査の結果を考慮し選定したものである。

出典：「国土数値地理院（都市公園データ）平成 23 年度（国土交通省国土政策局）

「松阪市観光プロモーションサイト」（松阪市ホームページ）

「自然がいっぱい体験スポット」（一般社団法人松阪市観光協会）



図 3-1.20 人と自然との触れ合いの活動の場

3-1-8 景観の状況

対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望点となりえる主要な地点は表 3-1. 39 及び図 3-1. 21 に示すとおりである。また、景観資源は表 3-1. 40 及び図 3-1. 22 に示すとおりである。

主要な眺望点是对象事業実施区域の近傍を中心に 4 地点、景観資源は市街地や北側を中心に 5 地点が存在する。

表 3-1. 39 対象事業実施区域周辺の主要な眺望点の名称・概要

No.	名称	眺望の状況
1	高田大池	対象事業実施区域西側に位置し、池から東側の眺望において対象事業実施区域が視認できる可能性が高い。周辺住宅地の規模は小さいが、近隣住民の親水公園のような役割を担う。
2	上川町遊歩道公園	対象事業実施区域北側に隣接する都市公園のひとつである。公園内には遊歩道が整備されている。
3	松阪市総合運動公園	対象事業実施区域北東側約 1km に位置し、公園内には展望地が整備されている。
4	西方寺	「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり、西方寺から視認できる田園風景や神山が景観資源として選定されている。

出典：「松阪市の景観資源」（松阪市ホームページ）
「松阪市景観マスタープラン」平成 19 年（松阪市）
「松阪市景観計画」平成 26 年（松阪市）

表 3-1. 40 対象事業実施区域周辺の景観資源

No.	名称	景観の状況
1	通り本町・魚町一丁目周辺地区	「松阪市景観計画」により景観重点地区に指定されている。
2	松坂城跡周辺地区	「松阪市景観計画」により景観重点地区に指定されている。
3	和屋町の面塚と田園風景	「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり本市を特徴づける景観資源として選定されている。
4	清水町西方寺からの田園風景と神山	「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり本市を特徴づける景観資源として選定されている。
5	祓川自然環境保全地域	三重県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定されるほか、「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり本市を特徴づける景観資源として選定されている。

出典：「松阪市の景観資源」（松阪市ホームページ）
「三重県自然環境地域保全地域」（三重県ホームページ）
「松阪市景観マスタープラン」平成 19 年（松阪市）
「松阪市景観計画」平成 26 年（松阪市）



図 3-1.21 主要な眺望点



図 3-1.22 景観資源

3-1-9 歴史的文化的な遺産の状況

1. 指定文化財及び登録文化財の状況

指定文化財及び登録文化財の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文化財等は、表 3-1. 41 (1) (2) 及び図 3-1. 23 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には 39 件の指定文化財・登録文化財があり、市街地に集中している。対象事業実施区域から最も近い指定文化財・登録文化財は、北西約 2.5km に位置する久保古墳である。また、対象事業実施区域内に指定文化財・登録文化財は存在していない。

表 3-1. 41 (1) 指定文化財・登録文化財の名称・概要

No.	名称	区分	文化財種類	時代	指定年月日	所在地
1	旧長谷川家住宅 (三重県松阪市魚町)	国指定	国宝・重要文化財(建造物)	江戸	平成 28 年 7 月 25 日	松阪市魚町 1653 番地
2	旧松坂御城番長屋 東棟西棟	国指定	国宝・重要文化財(建造物)	江戸	平成 16 年 12 月 10 日	松阪市殿町 1384 番地
3	来迎寺本堂	国指定	国宝・重要文化財(建造物)	江戸	昭和 63 年 5 月 11 日	松阪市白粉町
4・5	本居宣長旧宅・同宅跡	国指定	史跡名勝天然記念物	江戸	大正 11 年 3 月 8 日	松阪市殿町・ 松阪市魚町 1645
6	松坂城跡	国指定	史跡名勝天然記念物	桃山	平成 23 年 2 月 7 日	松阪市
7	本居宣長墓(樹敬寺) 附 本居春庭墓	国指定	史跡名勝天然記念物	江戸	昭和 11 年 9 月 3 日	松阪市新町
8	見庵(旧小泉家住宅主屋)	国登録	有形文化財(建造物)	江戸	平成 29 年 5 月 2 日	松阪市魚町 1643 他
9	鈴屋遺蹟保存会旧事務所	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
10	鈴屋遺蹟保存会正門	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
11	鈴屋遺蹟保存会倉庫	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
12	鈴屋遺蹟保存会堀	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
13	松阪市文化財センター(旧カネ ボウ綿糸松阪工場綿糸倉庫)	国登録	有形文化財(建造物)	大正	平成 14 年 6 月 25 日	松阪市 外五曲町 1
14	松阪市立歴史民俗資料館(旧飯 南郡図書館)倉庫	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 9 年 9 月 3 日	松阪市殿町 1539
15	松阪市立歴史民俗資料館(旧飯 南郡図書館)本館	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 9 年 9 月 3 日	松阪市殿町 1539
16	八千代大広間棟	国登録	有形文化財(建造物)	昭和	平成 28 年 8 月 1 日	松阪市殿町 1295
17	八千代玄関棟	国登録	有形文化財(建造物)	昭和	平成 28 年 8 月 1 日	松阪市殿町 1295
18	八千代鶴亀棟	国登録	有形文化財(建造物)	大正	平成 28 年 8 月 1 日	松阪市殿町 1295
19	久保古墳	県指定	史跡	古墳	昭和 56 年 3 月 30 日	松阪市久保町 字草山 1170 番 地ほか
20	三門	県指定	有形文化財(建造物)	桃山	昭和 27 年 3 月 13 日	松阪市愛宕町 1-4
21	延命寺山門	県指定	有形文化財(建造物)	室町	平成 26 年 1 月 23 日	松阪市射和町
22	朝田寺山門	県指定	有形文化財(建造物)	江戸	昭和 54 年 3 月 23 日	松阪市朝田町
23	朝田寺本堂	県指定	有形文化財(建造物)	江戸	昭和 54 年 3 月 23 日	松阪市朝田町

表 3-1. 41 (2) 指定文化財・登録文化財の名称・概要

No.	名称	区分	文化財種類	時代	指定年月日	所在地
24	御城番屋敷 土蔵	県指定	有形文化財（建造物）	江戸	平成 15 年 3 月 17 日	松阪市殿町
25	旧小津家住宅 主屋、向座敷・料理場、内蔵、前蔵 附 井戸屋形および便所一棟	県指定	有形文化財（建造物）	江戸	平成 10 年 3 月 17 日	松阪市本町 2195 番地ほか
26	継松寺書院	市指定	有形文化財	江戸	昭和 35 年 12 月 1 日	松阪市中町 1952
27	継松寺鐘楼	市指定	有形文化財	江戸	昭和 35 年 12 月 1 日	松阪市中町 1952
28	原田二郎旧宅	市指定	有形文化財	江戸	平成 22 年 3 月 29 日	松阪市殿町 1290
29	旧三重県立工業学校製図室	市指定	有形文化財	明治	平成 7 年 12 月 21 日	松阪市殿町 1417
30	来迎寺裏門	市指定	有形文化財	江戸	昭和 63 年 4 月 26 日	松阪市白粉町 512
31	朝田寺書院	市指定	有形文化財	江戸	平成 31 年 4 月 18 日	松阪市朝田町 427
32	蓮生寺石塔群	市指定	有形文化財	室町	昭和 56 年 8 月 28 日	松阪市射和町 390
33	三井家発祥地	市指定	史跡	江戸	昭和 31 年 7 月 3 日	松阪市本町 2214
34	新上屋跡	市指定	史跡	江戸	昭和 28 年 12 月 8 日	松阪市日野町 787
35	角屋七郎兵衛等供養碑並びに松本駝堂墓	市指定	史跡	江戸	昭和 60 年 3 月 30 日	松阪市白粉町 512
36	旧小津清左衛門家	市指定	史跡	江戸	平成 3 年 3 月 28 日	松阪市本町 2195
37	大淀三千風墓	市指定	史跡	江戸	昭和 60 年 3 月 30 日	松阪市射和町
38	竹川竹斎墓所	市指定	史跡	江戸	平成 21 年 3 月 27 日	松阪市射和町
39	射和万古窯跡	市指定	史跡	江戸	平成 20 年 5 月 28 日	松阪市射和町

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

「三重県文化財データベース」（三重県教育委員会ホームページ）

「松阪市の文化財」（松阪市ホームページ）

「松阪市の指定文化財マップ」（松阪市）

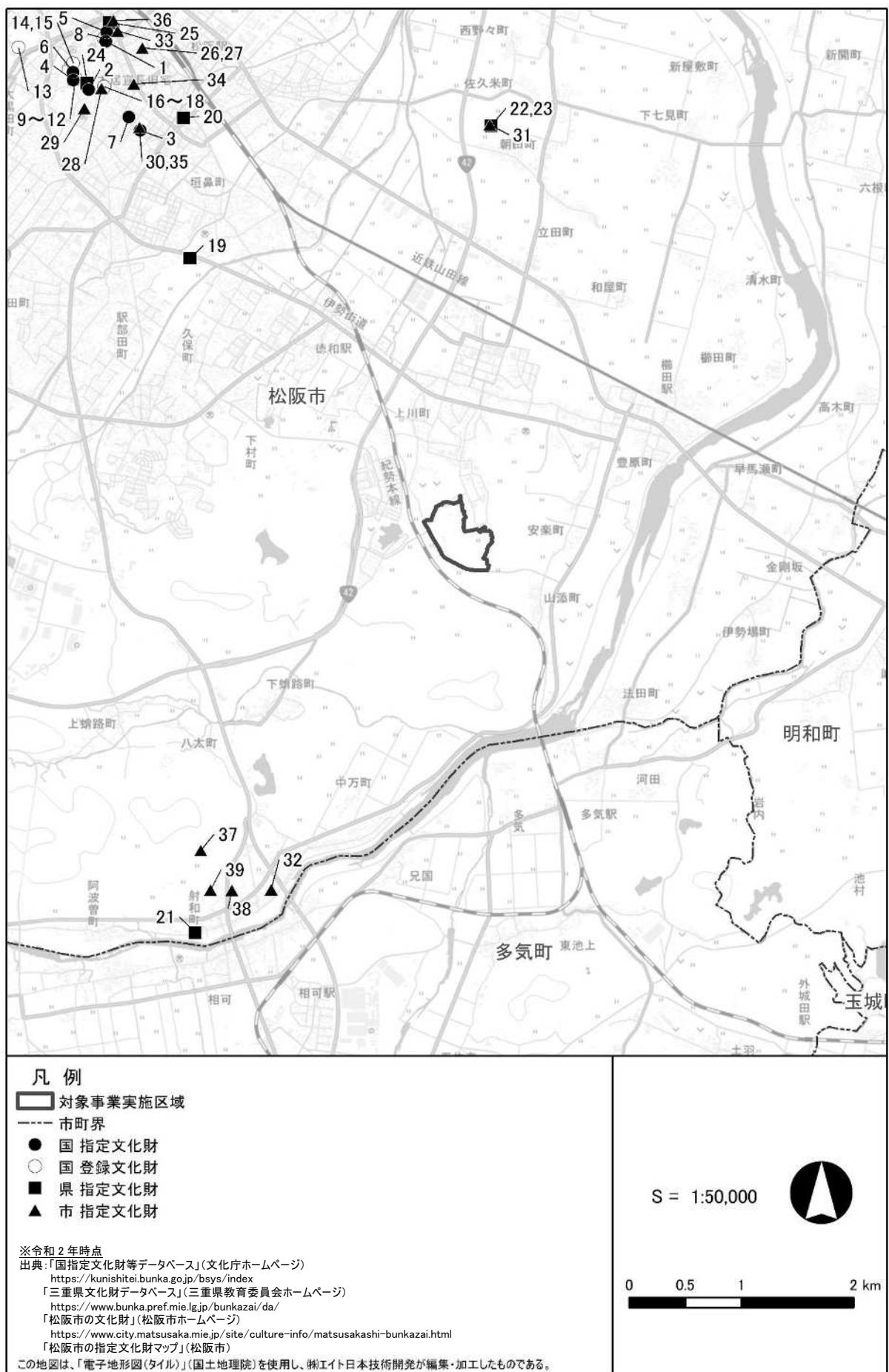


図 3-1. 23 指定文化財・登録文化財位置図

2. 埋蔵文化財の状況

埋蔵文化財の状況については、文献調査を行い整理した。埋蔵文化財の名称を表 3-1. 42 に、埋蔵文化財位置図を図 3-1. 24 に示す。

対象事業実施区域周辺には 29 件の埋蔵文化財が存在する。対象事業実施区域に最も近い埋蔵文化財は、北西約 50m に位置する浅堀木遺跡（No. 7）、浅堀木城跡（No. 8）、浅堀木古墳（No. 9）である。なお、対象事業実施区域内に埋蔵文化財は存在していない。

表 3-1. 42 埋蔵文化財の名称

No.	名称
1	高田登り立遺跡
2	上ノ口遺跡
3	楠本遺跡
4	伊賀 A 遺跡
5	狐塚古墳
6	狐塚南遺跡
7	浅堀木遺跡
8	浅堀木城跡
9	浅堀木古墳
10	岩見谷遺跡
11	方婦多山古墳
12	将元山古墳群
13	八幡古墳群
14	中山田 1 号墳
15	中山田 2 号墳
16	西谷 1 号墳
17	西谷 2 号墳
18	西谷 3 号墳
19	西谷 4 号墳
20	新池古墳
21	山添遺跡
22	山添 1 号墳
23	山添 2 号墳
24	白銀池 1 号墳
25	白銀池 2 号墳
26	白銀池 3 号墳
27	白銀池 4 号墳
28	白銀池 5 号墳
29	白銀池 6 号墳

出典：松阪市資料

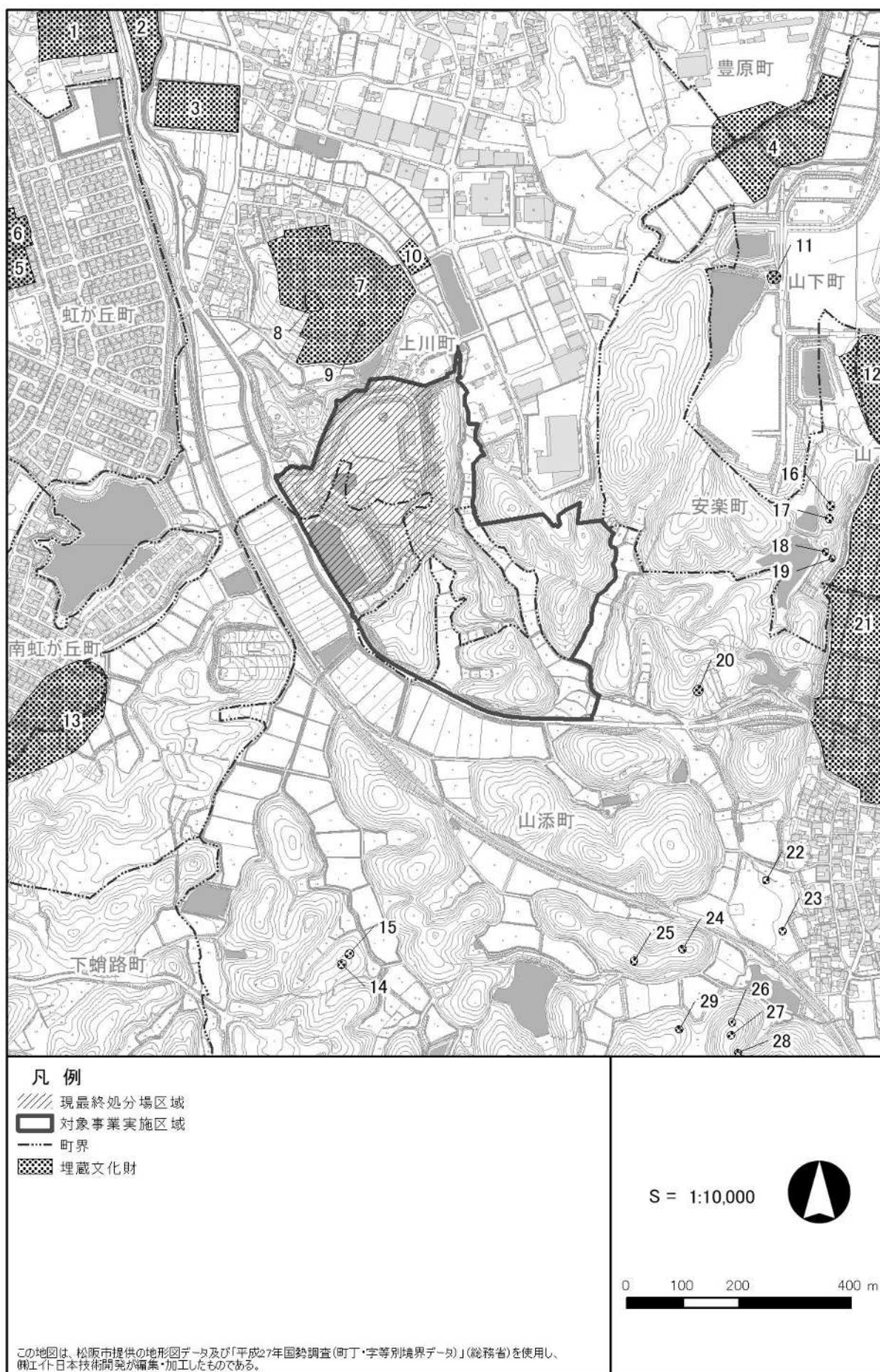


図 3-1.24 埋蔵文化財位置図